

目 標 年 度
平成 3 7 年 度

茨 城 県 果 樹 農 業 振 興 計 画

～いばらきのうまい果物づくりの推進と

次世代につなぐ果樹産地の育成を目指して～

平成 2 8 年 3 月

茨 城 県

目 次

ページ

1 果樹農業の振興に関する方針

- (1) 基本的な考え方 . . . 1
 - ア 果樹農業の現状と動向 . . . 1
 - イ 果樹農業の振興方針 . . . 4
- (2) 果樹の種類別振興方針 . . . 8

2 栽培面積その他果実の生産の目標 . . . 1 2

3 自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

- (1) 栽培に適する自然的条件に関する基準 . . . 1 4
- (2) 近代的な果樹園経営の指標
 - ア 目標とすべき 1 0 アール当たりの生産量 . . . 1 5
 - イ 効率的かつ安定的な果樹 経営の経営類型 . . . 1 6

4 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

- (1) 果樹園の土地基盤整備計画 . . . 1 8
- (2) 広域濃密生産団地形成 . . . 1 8
- (3) その他樹園地の基盤整備や流動化に関する事項 . . . 1 9

5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

- (1) 果実の流通の合理化に係る基本方針 . . . 2 0
- (2) 果実の集出荷体制及び施設の整備 . . . 2 0
- (3) 流通コストの低減 . . . 2 0

6 果実の加工の合理化に関する事項

- (1) 果実加工に関する基本的方針 . . . 2 1
- (2) 果実加工製品の生産 . . . 2 1
- (3) 加工向け用果実の取引の合理化 . . . 2 1

7 その他必要な事項

- (1) 環境保全型農業の推進 . . . 2 1
- (2) 食の安全及び消費者の信頼の確保 . . . 2 1

【参考資料】

1 生産関係

(1) 本県農業産出額における果樹農業の占める位置	・ ・ ・	2 3
(2) 種類別の産出額の推移	・ ・ ・	2 4
(3) 種類別の栽培農家戸数の推移	・ ・ ・	2 4
(4) 種類別の結果樹面積・収穫量・10a当たり収穫量の推移	・ ・ ・	2 5

2 担い手関係

(1) 果樹栽培農家戸数	・ ・ ・	2 6
(2) 品目別栽培農家戸数	・ ・ ・	2 6
(3) 果樹栽培農家の年齢構成	・ ・ ・	2 6
(4) 経営類型別新規就農者数	・ ・ ・	2 6

3 流通関係

(1) 果実（日本なし）の主要消費地別・産地別の卸売数量・価格	・ ・ ・	2 7
(2) 東京都中央卸売市場における品目別入荷状況	・ ・ ・	2 8
(3) 東京都中央卸売市場における果実の価格推移	・ ・ ・	2 8
(4) 生鮮果実の輸出状況	・ ・ ・	2 9
(5) 生鮮果実の輸入状況	・ ・ ・	3 0

4 生産流通施設関係

(1) 補助事業による集出荷施設の整備状況	・ ・ ・	3 1
-----------------------	-------	-----

【関係法令等】

- ・ 果樹農業振興特別措置法
- ・ 果樹農業振興特別措置法施行令
- ・ 果樹農業振興基本方針

1 果樹農業の振興に関する方針

(1) 基本的な考え方

ア 果樹農業の現状と動向

本県は、首都圏に位置し、比較的温暖な気候や平坦な農地、霞ヶ浦・北浦の水資源等自然条件に恵まれていることから、なし、くり等を中心にぶどう、りんご、かき、うめ、キウイフルーツ、いちじく等の落葉果樹から、かんきつ類の常緑果樹まで幅広い品目が、専作あるいは補完果樹として栽培されている。

また、果樹の産地分布は、なし、くりを中心とした県央・県南・県西地域の市場出荷対応型産地とりんご、ぶどうを中心とした県北中山間地域及び都市近郊地域の生産者直販型産地に分かれ、ほぼ全県下に広がっている。

なし及びくりは全国1、2位の栽培面積、生産量を誇っているが、果樹全般を見ると、担い手の高齢化や園地の高樹齢化等による収量・品質の低下が見られている。また、降ひょう害や晩霜害などの気象災害により、生産が不安定となっている。

このようなことから、果樹の農業産出額は、近年、増減を繰り返しながら漸減しており、平成26年は132億円を有しているものの、平成16年との対比では95%と減少している。生産規模では、平成26年の栽培面積が6,740haであるものの、平成16年に比べ684ha減少している。

このため、本県果樹農業の一層の振興を図るためには、新技術「樹体ジョイント仕立て」等の導入による高樹齢園の改植や新植、多目的防災網や防霜ファン等防災施設の設置、ハウス栽培・雨よけ栽培等の施設化、灌水施設の設置等により生産基盤の充実強化が求められている。また担い手の高齢化により栽培面積が減少傾向にあり、果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）に基づく意欲ある担い手を確保・育成するとともに、農外からの作業支援等による産地労力支援システムの構築や農業用アシストスーツ等の活用による省力化・作業効率の向上等が急務である。

また、りんご、ぶどう、ブルーベリーなどの生産者直販が主体の産地においては、新品目・新品種の導入や、加工品の製造・販売等による観光果樹産地の活性化が求められている。

流通面については、①本県産果実全体の有利販売を図るため、その牽引役となるブランド化の推進、②量販店、コンビニエンスストア等での小分けの袋やパック等での販売形態に合わせた出荷体制が求められている。

消費面については、食育等消費者との交流による需要喚起や、消費者の健康志向に対応した機能性成分についての情報提供が求められている。また、生鮮果実の購入数量が減少する一方、加工品の購入量が増加しており、果実を活用した加工品の開発が求められている。

また、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故以降、特に安全・安心な農産物への関心が高まっており、放射性物質検査による安全性の確認、生産履歴の記帳等の推進やエコファーマーの育成などの環境保全型農業の実践が求められている。

表 果樹の産出額及び栽培面積・生産量の推移 (単位：億円，ha，t)

区 分	H16	H18	H21	H22	H23	H24	H25	H26
産 出 額	139	139	132	139	130	131	134	132
栽培面積	7,424	7,420	7,120	7,040	7,000	6,910	6,830	6,740
生 産 量	52,625	43,447	48,219	42,706	43,580	42,695	43,904	43,545

資料：農林統計

【主要品目等の動向】

な し・・・「幸水」・「豊水」の両品種で作付面積の約 90%を占めており、ほとんどの産地で共販体制が確立され、選果機導入による品質の向上が図られてきた。近年、価格が低下する中で有利販売を目指して、下妻甘熟梨、いしおかフルーツプロジェクト等による各産地の取組のほか、「いばらきの秋梨『旬・どまんなか』キャンペーン等による集中的なPRなど、ブランド化に向けた取組が始まっている。

一方、本県のなしは 30 年以上の高樹齢園が多く、収量・品質の低下が懸念されるため、県オリジナル品種「恵水」や優良品種への改植、新植、樹勢回復技術の導入による園地の生産力向上が求められている。また、「樹体ジョイント仕立て」による省力化、土づくり、施肥の合理化、病虫害防除の効率化など栽培管理技術の改善が進められている。

現在、多目的防災網施設の整備は約 70%まで進んでいるが、ここ数年、降ひょう等の気象災害により大きな被害を受けていることから、一層の普及が求められている。

栽培農家数は 1,094 名（H27）で、平成 22 年に比べ 324 名減減少し、担い手不足が顕著となっており、意欲ある担い手の確保育成が急務である。

く り・・・栽培面積及び生産量とも全国一を誇っているものの、園地の高樹齢化による生産性の低下や管理放棄園が多くなっており、収量・品質が不安定となっている。このため、低生産樹の改植と収量品質の向上のための低樹高栽培の導入を、引き続き推進するとともに、品種特性に応じた栽培方法の普及・定着を図っていく必要がある。

クリシギゾウムシの防除を目的としたヨウ化メチルによる防除法の導入や、優良品種の導入・普及による高品質生産が進められており、今後とも優良品種の品種別出荷を前提とした高品質安定生産を推進していく必要がある。

集出荷体制については、一部産地では糖度の高い貯蔵栗のブランド化による高単価販売や、加工業者との連携による需要拡大の取組が行われているが、鮮度を保持したまま流通できるよう落果後の迅速な収穫や、流通段階における保冷施設の整備などによる有利販売を推進する必要がある。

ぶどう・・・栽培品種の大半を占める「巨峰」は、着色等品質良好な優良系統への更新が進められている。施設化は定着しつつあり、栽培面積の半分程度まで普及しているが、さらなる高品質安定生産を進めるため、雨よけ栽培等施設化の一層の導入・普及が望まれている。また、「巨峰」の補完品種として、観光直売に対応したオリジナル品種・「シャインマスカット」・欧州系品種等優良品種（良食味品種）の導入や、品種に対応した無核化技術等の確立・普及などが求められている。

販売面では、若手生産者により本県産ぶどうのブランド化を目指した、首都圏の高級果専門店での販売、県内でのPR販売が進められているが、菓子店や飲食店との連携などさら

なる需要拡大の取組を進めていく必要がある。

りんご・・・県北中山間地域などの中心的な観光果樹品目として、今後も産地の維持・発展を図っていく必要があることから、中生優良品種、優良系統の導入を含めた新植・改植、自然災害防止施設や害虫対策機材の整備が進められている。また、一部の地域では省力化や生産の安定を図るため、優良わい性台木利用によるわい化栽培、マルバ台木利用による低樹高化、摘花剤・摘果剤の利用による省力化技術が導入されており、今後の推進が望まれている。

また、りんごジュースやアップルパイ等加工品の取組も始まっており、今後さらなる推進が望まれる。

かき・・・県南地域では甘柿を中心に栽培されているが、園地の高樹齢化等による収量・品質の低下が目立っており、「太秋」等の優良品種の導入と高樹齢園の改植、また、低樹高栽培の普及や着色・糖度向上などを目指した栽培管理の徹底が求められている。

また、県北地域では「大核無」等の樹上脱渋によるブランド化を目指した商品開発、県西地域では、なしなどの平棚を利用し「太秋」等の栽培が始まっている。

うめ・・・不適地での栽培や防風林及び防風網の未整備による結実不良による小玉果がみられ、生産量の年次変動が大きくなっているため、結実管理、整枝剪定、病虫害防除など栽培管理の徹底が求められている。

経営の安定化を図るため、優良品種の導入や「樹体ジョイント仕立て」による省力化の取組が行われている。また、需要の拡大や有利販売を目指して、一次加工にも取り組んでおり、今後とも、加工用に適した新品種の導入・普及や商品開発が必要となっている。

ブルーベリー

・・・急速に栽培面積が増加し、栽培面積は84haと全国第3位の規模を誇っている。今後、若木の成長に伴い、生産量の増大が見込まれ、栽培技術の向上はもとより、販路の拡大が求められている。

栽培面では、剪定や土壌改良等の検討、地域にあった品種の導入が必要である。

販売面では、生産者自らが多様な消費者ニーズに対応する付加価値の高い加工品の開発及び販路の拡大に努める等の取組が必要である。

イ 果樹農業の振興方針

近年、果実が食品として栄養成分や機能性成分の重要な供給源であるとの認識が深まりつつある状況を踏まえて、食生活に欠かせない食品として位置づけ、消費者等に対して果実の栄養成分や機能性成分などに関する情報の普及・啓発により消費の拡大を図る。また、需要動向に即した果樹の種類別栽培目標を定め、高品質果実の安定生産によるうまい果物づくりと次世代につなぐ果樹産地の育成を目指し、次の事項を基本として推進する。

- なし、くり、ぶどう、りんご、かき、うめの6品目を主要果樹とするとともに、ブルーベリー、キウイフルーツ、かんきつ類（ゆず、みかん）、ぎんなん、もも、すもも、いちじくの7品目を、特定の地域で、あるいは補完果樹として栽培される地域特産果樹として振興する。
- 園地の高樹齢化による生産性の低下対策として、産地計画に基づいた優良品目・品種への転換を積極的に推進し、収量・品質の向上と果樹農家の所得の向上を図る。
- 多様な消費者ニーズに対応した果実の生産・販売に関し、いばらきのうまい果物づくりを目指して、高品質果実の生産・販売の多様化を推進する。
- 自らの生産に係る農産物の加工、消費者への直接販売、実需者との契約取引等の6次産業化及び輸出による経営の多角化・高度化を推進する。
- 食育との連携や地産地消・販売促進活動の推進など、県産果実の消費拡大を図る。
- 活力ある産地育成を図るとともに、樹園地の流動化や省力化技術の開発などにより、魅力ある果樹経営の確立を推進し、意欲ある担い手の確保・育成を図る。

この計画を着実に実現していくため、生産者・団体、農業団体、市町村、県等がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力のもとに施策を展開していくこととする。

生産者自らがしっかりとした経営者意識をもって、創意と工夫に満ちた果樹農業経営に取り組むことを基本とし、農業団体は個々の生産者・集団の取組を支援し、また、市町村は地域活性化に直接関わる機関として、果樹農業の振興方向に関して合意形成を図るなど産地計画策定の推進に努める。

県においては、国や市町村、農業団体等との連携のもと、この計画に基づき積極的な施策化に努めるなど、総合的・計画的な果樹農業の振興を図るものとする。

（ア）多様な消費者ニーズに対応したうまい果物づくりの推進

○高品質果実の安定生産と生産力の向上

基幹品目であるなし、ぶどう、くり等において高糖度生産技術の確立や適期適熟出荷体制の整備を推進し、消費者ニーズに対応した高品質な果実の生産に努め、本県産果実のブランド化を推進する。

生産力の低下が見られているなし、くり等においては、高樹齢園の改植や新植、樹体ジョイント仕立てや低樹高栽培等の促進による生産力の向上と、栽培管理の徹底や機械化・省力化技術の導入による生産性の向上を図る。また、多目的防災網等の生産施設の整備、果樹共済制度

への加入の促進など、自然災害に強い産地づくりを進め、生産安定と品質向上を図る。

○新品目、新品種の導入による生産の拡大

次世代につなぐ樹園地を確保するため、県オリジナルなし品種「恵水」・ぶどう優良品種「シャインマスカット」を含め、新品種・優良品種への改植や新植を積極的に推進する。

生産者直販が中心のりんご、ぶどう等は、その魅力を一層高めるため優良品種系統の選定・導入を図る。また、ブルーベリーやももなどの新品目を導入した果樹複合経営を推進する。

○環境保全型農業の推進

堆肥の施用等による土づくりを基本とし、化学合成農薬の使用を減少させる性フェロモン剤や、草生栽培などを取り入れた持続性の高い農業生産方式の導入を推進し、環境に対する負荷を軽減する環境保全型農業の実践とともに、これに取り組む生産者の育成、新技術の開発も併せて推進する。

(イ) 本県果実の消費拡大

○ブランド化の推進

「いばらき農林水産物ブランディングビジョン」に基づき、重点品目等を中心に、ブランドの牽引役となる商品を育成し、イメージリーダーとして活用するとともに、品目全体の品質向上による底上げや集中的なPR等による販路拡大を図ることで、県産果実全体のブランドイメージの向上を図る。

特に、重点品目となっているなしについては、県オリジナル品種「恵水」をイメージリーダーに、なし全体の価格の底上げを図っていくため、「恵水」のなかでも選りすぐりの品をブランドの牽引役と位置付け、高級果実専門店等での販売、定着を図るとともに、集中PRキャンペーン等を展開していく。

○食育との連携

産地ごとに学校給食関係者や教育委員会と連携して、学校給食を有効利用し、果実の健康増進に関する高い機能性成分について子どもや保護者への理解を促進し、幼少期から果実摂取の習慣の定着を推進する。

また、果樹農業に対する理解の促進を図るため、果実を使った料理講習会や収穫体験など学習の場としての果樹園の活用を推進する。

さらに、「茨城をたべよう運動」を通じて、農業団体、量販店及び生協等が取り組む交流体験事業を支援する。

○地産地消・販売促進活動の推進

輸送・情報技術の高度化により流通が広域化、複雑化してきたことから、消費現場である「食」と、生産現場である「農」との距離が拡大している。

一方、地元の新鮮で安心な農産物に対するニーズが高まっていることから、茨城をたべよう運動推進協議会員等と連携し、農業体験や料理教室、生産現場からの情報発信等を通し、地産地消を推進する。

また、都内の果実専門店や料理店での取扱拡大を図るために、首都圏量販店でのPRや様々なイベントを行うなど販売促進に努める。

○魅力ある観光果樹産地の育成

りんご、ぶどう等を主体とした観光果樹については、もぎ取りや直売に適した新品種・新品目の導入を図るとともに、地域観光施設等との連携によるネットワーク化を促進し、魅力ある観光果樹産地を育成する。

また、地域の特色を生かした果実加工品の開発や商品化を促進し、高付加価値販売を推進するとともに、もぎ取りや直売に加えて農業体験等ができる滞在型施設の整備を促進し、集客力の向上を図る。

(ウ) 産地の活性化と担い手の確保育成

○活力ある果樹産地の育成

主力品目であるなしについては、各産地に大苗育苗施設を整備し、早期成園化技術を活用して高樹齢園の改植や新植を促進し、園地の若返りを図る。併せて、低生産園での樹勢の回復を図るため、整枝剪定等の栽培管理技術の普及を促進するなど生産力の向上を図るとともに、需要に応じた出荷による有利販売により、果樹産地の活性化を推進する。

また、優良品種の導入促進と優良苗木の供給体制の強化を図るとともに、機械・施設の整備を促進し、生産性の高い産地づくりに努める。

ぶどうについては、雨よけ栽培等の施設化を推進するとともに、灌水施設等を整備し、生産基盤の強化を図ることで、生産の安定化を図る。

○意欲ある担い手の確保育成

経営規模の拡大が図れるよう、農地中間管理機構と連携し樹園地の流動化を推進するとともに、担い手の高齢化に対応するため作業の共同化や援農ボランティア等を活用した受託組織を育成するなど、産地支援体制の充実強化を図る。

加えて、省力化技術の開発と低コスト化の推進、複合経営による経営の安定、新品種・新品目の導入の促進などにより、生産者の所得向上を図り、意欲ある担い手の確保・育成に努める。

また、果樹は苗木定植後の未収益期間の存在や、初期の設備投資が大きいこと等が、新規参入が進まない原因の一つであることから、果樹経営支援対策事業、青年就農給付金や経営継承事業の活用により新規参入希望者を支援する。

(エ) 合理的な果実流通体制の整備

○有利販売に向けた産地体制の確立

市場出荷と併せて契約栽培や直売など多様な流通に対応した集出荷体制の整備を促進すると

ともに、ICT（情報通信技術）を活用して出荷情報を伝達する仕組みの構築を進め、精度の高い出荷情報の市場への提供、計画的な出荷により、有利販売を推進する。

○集出荷施設の近代化の推進

果実の糖度や適正な熟度の確保など品質の向上を図るため、光センサーなどを備えた高性能選果機の導入による品質管理の高度化を推進する。

また、出荷調整や鮮度保持のための予冷・貯蔵施設等の整備を促進し、品質の向上と出荷期間の拡大を図る。

○多様な顧客ニーズに対応できる産地体制の整備

産直・宅配・オーナー制等多様な顧客ニーズに対応できる産地体制の整備を推進するとともに、観光果樹園への来園者ニーズに対応した直売施設等の整備を促進する。

（オ）6次産業化等の推進

うめ・くり・ブルーベリー・りんご等の加工向け需要が多い果実については、果樹産地が、食品産業をはじめとする異業種との新たな連携により、果実の価値を大きく高めながら消費者につないでいく、生産から消費までのバリューチェーンを構築するために、産地や加工業者単独での取組だけではなく、行政機関も一体となり、生産・加工・流通・販売等の各段階の関係者が連携した6次産業化等の取組を推進する。

また、地域色豊かな果実を活用して、生産者や団体等による渋がきやゆずなどの加工品開発と商品化を図り、高付加価値販売を推進する。

（カ）果実輸出への対応

輸出については、将来、安定的に出荷を見込める新たな販路として捉え、信頼できる輸出先の開拓と連動して、輸出を見据えた産地の育成を進める。

具体的には、経済成長が著しい東南アジアや世界経済の中心である北米を主なターゲットとして、輸出に適した品目等の選定、輸出先国の残留農薬基準に対応した防除方法の実証、専用地での生産、GLOBAL G. A. P. 取得等を進め、海外マーケットへの対応力向上を図る。

（キ）果樹産地構造改革計画の策定の推進

これらの振興方針を推進するため、産地自らによる具体的目標と、それを実現するための戦略を内容とする産地計画の策定を推進する。

産地計画には、産地の核となる担い手の明確化と目指すべき産地の将来方向を位置づけるが必要となる。このため、策定にあたっては産地全体の競争力を強化する観点から、産地における多様な販売チャネルを持つより多くの生産者の参画に努めるとともに、流通・加工業者等も含めた幅広い関係者の意見を聴きながら、果樹産地のビジョンづくりを進めることが重要である。

(2) 果樹の種類別振興方針

対象果樹	振 興 の 方 針																																											
な し	・ 本県の基幹果樹として、剪定、着果管理、防除等の高品質安定生産技術の推進を図る。 ・ 多目的防災網や防霜ファン等の自然災害防止施設の整備による品質の向上と生産の安定を図り、気象災害に強い産地づくりを推進する。 ・ 大区画化等の園地の改良や灌水施設の整備等の生産基盤の整備に努める。 ・ 新技術「樹体ジョイント仕立て」を利用した高樹齢園の改植や新植により樹園地の若返りを図る。 ・ 「幸水」の主な減収要因となっている黒星病について、黒星病抵抗性品種の検討や落葉処理等の耕種的防除、発生予察情報に基づいた防除の徹底を推進する。 ・ 県オリジナル品種「恵水」をはじめ、晩生の有望品種「甘太」等の積極的な普及を図る。 ・ ハウス栽培による前進出荷や、「恵水」の貯蔵技術の確立による出荷期間の拡大を推進し、経営の安定を図る。 ・ 有機物施用による土づくりの推進と減化学肥料・減化学農薬栽培等による、環境にやさしい果樹栽培とコスト削減を推進する。 ・ 白紋羽病による連作障害対策として、温湯消毒や客土等の対策を推進する。 ・ 新規就農者等に対する就農支援を行い、多様な担い手の確保・育成を図る。 ・ 担い手の高齢化による労力不足解消のため、農外からの援農ボランティアの導入や、農業用アシストスーツ等の活用による軽労化を推進する。 ・ 出荷情報に基づく計画的出荷ができるよう、共販率の向上を図り、広域的な一元出荷体制を推進する。 ・ 出荷コスト低減のため、集出荷施設の再編・統合を推進する。 ・ 光センサー選果機の導入を推進し、糖度保証等差別化商品のブランド化を推進する。 ・ 小箱出荷や産地でのパッケージング等、市場の多様なニーズへの対応を行う。 ・ 輸出に適した品種の選定や、長期鮮度保持技術の確立、輸送法の検討を行うとともに、輸出商社等と連携し輸出を促進する。 ・ 県オリジナル品種「恵水」をイメージリーダーに、なし全体の底上げを図ることとし、高級果実専門店での販売定着やイベント等に積極的に取り組み、県産なしの消費拡大を図る。 ・ 加工業者、菓子店、レストラン等と連携し加工品への活用を促進する。 [推進目標] <table><tr><th colspan="2"></th><th>現状 (H26)</th><th>目標 (H37)</th><th>現状対比</th></tr><tr><td colspan="2">栽培面積</td><td>1,200ha</td><td>1,140ha</td><td>95%</td></tr><tr><td colspan="2">生産量</td><td>27,100t</td><td>27,100 t</td><td>100%</td></tr><tr><td colspan="2">防災施設の推進 (導入率)</td><td>832ha (69%)</td><td>850ha (71%)</td><td>102%</td></tr><tr><td colspan="2">園地の若返り推進 (未成園面積率)</td><td>20ha (2%)</td><td>50ha (4%)</td><td>250%</td></tr><tr><td colspan="2">樹体ジョイント仕立て の推進</td><td>0.1ha (0%)</td><td>50ha (4%)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">品 種 構 成</td><td>早生種</td><td>52%</td><td>50%</td><td></td></tr><tr><td>中生種</td><td>37%</td><td>39%</td><td></td></tr><tr><td>晩生種</td><td>11%</td><td>11%</td><td></td></tr></table>			現状 (H26)	目標 (H37)	現状対比	栽培面積		1,200ha	1,140ha	95%	生産量		27,100t	27,100 t	100%	防災施設の推進 (導入率)		832ha (69%)	850ha (71%)	102%	園地の若返り推進 (未成園面積率)		20ha (2%)	50ha (4%)	250%	樹体ジョイント仕立て の推進		0.1ha (0%)	50ha (4%)		品 種 構 成	早生種	52%	50%		中生種	37%	39%		晩生種	11%	11%	
		現状 (H26)	目標 (H37)	現状対比																																								
栽培面積		1,200ha	1,140ha	95%																																								
生産量		27,100t	27,100 t	100%																																								
防災施設の推進 (導入率)		832ha (69%)	850ha (71%)	102%																																								
園地の若返り推進 (未成園面積率)		20ha (2%)	50ha (4%)	250%																																								
樹体ジョイント仕立て の推進		0.1ha (0%)	50ha (4%)																																									
品 種 構 成	早生種	52%	50%																																									
	中生種	37%	39%																																									
	晩生種	11%	11%																																									

対象果樹	振 興 の 方 針																												
く り	・改植による高樹齢園の若返りや優良品種の導入により、産地の維持と生産力の向上を図る。 ・「ぼろたん」の消費拡大のため、消費者等に対する剥き方の周知と、品種特性を活かした加工栗（焼き栗・揚げ栗等）の活用を推進する。 ・クリシギゾウムシ防除のため、ヨウ化メチル等による防除方法の定着と、クリシギゾウムシの被害を回避できる可能性が高い「丹沢」の作付けを推進する。 ・各品種の低樹高栽培適性を考慮し、品種特性に応じた栽培方法の普及定着を図り、高品質安定生産を推進する。 ・優良品種（「利平」等）の品種別出荷による高単価販売を推進する。 ・予冷・貯蔵施設の整備を推進し、高品質果実の出荷及び出荷期間の拡大を図る。 ・低温貯蔵により糖度を高めた差別化商品「貯蔵栗」によるブランド化を推進する。 ・剥き栗や栗ペースト、焼き栗等加工による高付加価値化を推進する。 ・加工業者と連携し、加工業務用果実の需要拡大を図る。 ・販売促進活動やイベント等に積極的に取り組み、県産くりの消費拡大を図る。 [推進目標] <table><tr><th colspan="2"></th><th>現状（H26）</th><th>目標（H37）</th><th>現状対比</th></tr><tr><td colspan="2">栽培面積</td><td>3,810ha</td><td>3,620ha</td><td>95%</td></tr><tr><td colspan="2">生産量</td><td>5,180 t</td><td>5,076 t</td><td>98%</td></tr><tr><td rowspan="3">品種構成</td><td>早生種</td><td>29%</td><td>35%</td><td></td></tr><tr><td>中生種</td><td>56%</td><td>50%</td><td></td></tr><tr><td>晩生種</td><td>15%</td><td>15%</td><td></td></tr></table>			現状（H26）	目標（H37）	現状対比	栽培面積		3,810ha	3,620ha	95%	生産量		5,180 t	5,076 t	98%	品種構成	早生種	29%	35%		中生種	56%	50%		晩生種	15%	15%	
		現状（H26）	目標（H37）	現状対比																									
栽培面積		3,810ha	3,620ha	95%																									
生産量		5,180 t	5,076 t	98%																									
品種構成	早生種	29%	35%																										
	中生種	56%	50%																										
	晩生種	15%	15%																										
ぶ ど う	・品種に応じた整枝剪定・結実管理など栽培技術の励行により、収量・品質の向上を図る。 ・省力的な栽培管理技術を推進し、労働時間の軽減を図る。 ・「巨峰」の安定生産のため優良系統の導入を推進する。 ・消費者ニーズに対応した種なしで皮ごと食べられる「シャインマスカット」等の導入を推進する。 ・「常陸青龍」等オリジナル品種の作付け拡大と、産地における新品種育成の取組を推進する。 ・多様な消費者ニーズに対応するため、「クイーンニーナ」等の優良新品種の導入を推進する。 ・雨よけ施設栽培及び灌水設備の導入による高品質・安定生産を推進する。 ・新技術導入推進のため生産者と研究機関の連携による研修活動を充実する。 ・集客対策や販売方法の改善等による観光果樹経営及び産地の活性化を支援する。 ・首都圏果実専門店や県内量販店等でのPRや統一ロゴの作成等による知名度向上を図る。 ・酒造メーカー等と連携し、規格外品の加工や、ワイン、ジュース等への活用を促進する。 ・冷凍「シャインマスカット」等新たな果実の利用法を提案し、需要拡大を図る。 [推進目標] <table><tr><th colspan="2"></th><th>現状（H26）</th><th>目標（H37）</th><th>現状対比</th></tr><tr><td colspan="2">栽培面積</td><td>275ha</td><td>270ha</td><td>98%</td></tr><tr><td colspan="2">生産量</td><td>2,550 t</td><td>2,600 t</td><td>102%</td></tr><tr><td colspan="2">巨峰補完品種の導入率</td><td>17%</td><td>25%</td><td>147%</td></tr></table>			現状（H26）	目標（H37）	現状対比	栽培面積		275ha	270ha	98%	生産量		2,550 t	2,600 t	102%	巨峰補完品種の導入率		17%	25%	147%								
		現状（H26）	目標（H37）	現状対比																									
栽培面積		275ha	270ha	98%																									
生産量		2,550 t	2,600 t	102%																									
巨峰補完品種の導入率		17%	25%	147%																									

対象果樹	振 興 の 方 針																															
りんご	・品種構成の適正化と優良品種の導入により、魅力ある直販型の産地づくりを推進する。 ・高樹齢園での改植や新植を推進し、園地の若返りを図る。 ・温暖化による着色不良果対策のため、「ふじ」の優良着色系統への転換や、着色管理の不要な優良黄色系品種の導入を推進する。 ・販売期間の延長や収穫期の労力分散のため、「トキ」「秋映」「シナノスイート」「シナノゴールド」「はるか」「こうとく」「ぐんま名月」等の、9～10月に収穫出来る優良な中生品種の導入を推進する。 ・産地における新品種育成の取組を推進する。 ・農外からの作業支援体制の確立を推進する。 ・優良わい性台木利用によるわい化栽培や、マルバ台木利用による低樹高栽培、摘花剤・摘果剤の活用による省力化・コスト低減技術の普及を図る。 ・防霜ファン等の自然災害防止施設や黄色防蛾灯等の病虫害対策機材の整備による品質向上と生産安定を図る。 ・集客対策や販売方法の改善等による観光果樹経営及び産地の活性化を支援する。 ・直売所等におけるアップルパイの加工・販売や、加工業者等と連携した、ジュース、シールド等の加工品の開発を推進する。 [推進目標] <table> <tr> <th colspan="2"></th><th>現状 (H26)</th><th>目標 (H37)</th><th>現状対比</th></tr> <tr> <td colspan="2">栽培面積</td><td>117ha</td><td>115ha</td><td>98%</td></tr> <tr> <td colspan="2">生産量</td><td>1,930t</td><td>2,000 t</td><td>104%</td></tr> <tr> <td rowspan="3">品種構成</td><td>早生種</td><td>1%</td><td>2%</td><td></td></tr> <tr> <td>中生種</td><td>29%</td><td>35%</td><td></td></tr> <tr> <td>晩生種</td><td>69%</td><td>63%</td><td></td></tr> </table>						現状 (H26)	目標 (H37)	現状対比	栽培面積		117ha	115ha	98%	生産量		1,930t	2,000 t	104%	品種構成	早生種	1%	2%		中生種	29%	35%		晩生種	69%	63%	
		現状 (H26)	目標 (H37)	現状対比																												
栽培面積		117ha	115ha	98%																												
生産量		1,930t	2,000 t	104%																												
品種構成	早生種	1%	2%																													
	中生種	29%	35%																													
	晩生種	69%	63%																													
かき	・整枝剪定・結実管理等の栽培技術の改善により、着色・糖度の向上や大玉良品の安定生産を図る。 ・棚栽培による収量・品質の向上を図る。 ・高樹齢園の改植による園地の若返りと低樹高栽培による生産の省力化を図る。 ・「太秋」「早秋」等食味の良さや大玉などの特徴のある優良品種の導入を図る。 ・防霜ファン等の自然災害防止施設等の整備による品質の向上と生産の安定を図る。 ・県北地域においては渋がきの樹上脱渋による高付加価値化の取組を推進する。 ・長期鮮度保持技術の確立により輸出を促進する。 [推進目標] <table> <tr> <th colspan="2"></th><th>現状 (H26)</th><th>目標 (H37)</th><th>現状対比</th></tr> <tr> <td colspan="2">栽培面積</td><td>418ha</td><td>418ha</td><td>100%</td></tr> <tr> <td colspan="2">生産量</td><td>4,200 t</td><td>4,300 t</td><td>102%</td></tr> </table>						現状 (H26)	目標 (H37)	現状対比	栽培面積		418ha	418ha	100%	生産量		4,200 t	4,300 t	102%													
		現状 (H26)	目標 (H37)	現状対比																												
栽培面積		418ha	418ha	100%																												
生産量		4,200 t	4,300 t	102%																												
うめ	・「樹体ジョイント仕立て」の導入や防風網整備等による栽培技術の改善により、収量・品質の向上を図る。 ・優良新品種の導入を推進する。 ・加工による高付加価値販売を推進し、経営の安定と産地の活性化を図る。 ・加工業者、飲食店、「梅まつり」等との農商観連携を推進し需要及び消費拡大を図る。 [推進目標] <table> <tr> <th colspan="2"></th><th>現状 (H26)</th><th>目標 (H37)</th><th>現状対比</th></tr> <tr> <td colspan="2">栽培面積</td><td>521ha</td><td>521ha</td><td>100%</td></tr> <tr> <td colspan="2">生産量</td><td>1,380 t</td><td>1,500 t</td><td>109%</td></tr> </table>						現状 (H26)	目標 (H37)	現状対比	栽培面積		521ha	521ha	100%	生産量		1,380 t	1,500 t	109%													
		現状 (H26)	目標 (H37)	現状対比																												
栽培面積		521ha	521ha	100%																												
生産量		1,380 t	1,500 t	109%																												
ブルーベリー	・直売や摘み取り園等の観光果樹による産地の拡大を図るとともに、加工による高付加価値化を推進し収益性の向上を図る。 ・収量・品質の向上や生産の安定を図るため、優良品種の検討や防鳥網、低温貯蔵庫等の生産施設の整備を推進する。 ・市場、加工業者、菓子店、飲食店、コンビニエンスストア等への販路拡大を図る。 [推進目標] <table> <tr> <th colspan="2"></th><th>現状 (H26)</th><th>目標 (H37)</th><th>現状対比</th></tr> <tr> <td colspan="2">栽培面積</td><td>84ha</td><td>84ha</td><td>100%</td></tr> <tr> <td colspan="2">生産量</td><td>299 t</td><td>350 t</td><td>117%</td></tr> </table>						現状 (H26)	目標 (H37)	現状対比	栽培面積		84ha	84ha	100%	生産量		299 t	350 t	117%													
		現状 (H26)	目標 (H37)	現状対比																												
栽培面積		84ha	84ha	100%																												
生産量		299 t	350 t	117%																												

対象果樹	振 興 の 方 針												
キウイフルーツ	・既存産地を主体に振興を図るとともに、液体受粉の導入等栽培管理技術の改善により、収量・品質の向上を図る。また、消費者ニーズに対応した新品種の導入を推進する。 ・市場出荷や直売などの流通に対応した生産や出荷販売体制を整備する。 ・キウイフルーツかいよう病新系統の発生により、輸入花粉の供給が不安定であるため、花粉の安定供給のため雄品種の植え付けを推進する。 [推進目標] <table><tr><td></td><td>現状（H26）</td><td>目標（H37）</td><td>現状対比</td></tr><tr><td>栽培面積</td><td>47ha</td><td>47ha</td><td>100%</td></tr><tr><td>生産量</td><td>448 t</td><td>500 t</td><td>112%</td></tr></table>		現状（H26）	目標（H37）	現状対比	栽培面積	47ha	47ha	100%	生産量	448 t	500 t	112%
	現状（H26）	目標（H37）	現状対比										
栽培面積	47ha	47ha	100%										
生産量	448 t	500 t	112%										
かんきつ類	・ゆずは高品質安定生産を図るとともに、加工品の開発を促進する等、直売に対応した産地の育成を図る。 ・みかんは、既存産地を主体に高品質安定生産を図るとともに、観光果樹を中心とした生産者直販型産地の育成を図る。 [推進目標] <table><tr><td></td><td>現状（H26）</td><td>目標（H37）</td><td>現状対比</td></tr><tr><td>栽培面積</td><td>27ha</td><td>27ha</td><td>100%</td></tr><tr><td>生産量</td><td>166 t</td><td>166 t</td><td>100%</td></tr></table>		現状（H26）	目標（H37）	現状対比	栽培面積	27ha	27ha	100%	生産量	166 t	166 t	100%
	現状（H26）	目標（H37）	現状対比										
栽培面積	27ha	27ha	100%										
生産量	166 t	166 t	100%										
ぎんなん	・遊休農地の活用や中山間地の振興等、他の果樹の補完としての導入を推進する。 ・大粒系優良品種の接木苗による早期成園化技術等により収量・品質の向上を図る。 ・市場出荷に対応した販売体制の整備や加工による高付加価値化を推進する。 [推進目標] <table><tr><td></td><td>現状（H26）</td><td>目標（H37）</td><td>現状対比</td></tr><tr><td>栽培面積</td><td>27ha</td><td>30ha</td><td>111%</td></tr><tr><td>生産量</td><td>29 t</td><td>50 t</td><td>172%</td></tr></table>		現状（H26）	目標（H37）	現状対比	栽培面積	27ha	30ha	111%	生産量	29 t	50 t	172%
	現状（H26）	目標（H37）	現状対比										
栽培面積	27ha	30ha	111%										
生産量	29 t	50 t	172%										
も も	・県北山間地域を中心にりんご、ぶどうの補完果樹としての機能を維持する。 ・収量・品質の向上と生産の安定を図るため、凍害に強い台木「ひだ国府紅しだれ」を含めた優良品種の導入や自然災害防止施設等の整備を推進する。 [推進目標] <table><tr><td></td><td>現状（H26）</td><td>目標（H37）</td><td>現状対比</td></tr><tr><td>栽培面積</td><td>10ha</td><td>10ha</td><td>100%</td></tr><tr><td>生産量</td><td>118 t</td><td>118 t</td><td>100%</td></tr></table>		現状（H26）	目標（H37）	現状対比	栽培面積	10ha	10ha	100%	生産量	118 t	118 t	100%
	現状（H26）	目標（H37）	現状対比										
栽培面積	10ha	10ha	100%										
生産量	118 t	118 t	100%										
すもも	・既存果樹の代替品目として導入を推進し、棚仕立てや「貴陽」等優良品種の導入による品質の向上や安定生産を図る。 [推進目標] <table><tr><td></td><td>現状（H26）</td><td>目標（H37）</td><td>現状対比</td></tr><tr><td>栽培面積</td><td>10ha</td><td>12ha</td><td>120%</td></tr><tr><td>生産量</td><td>19t</td><td>25t</td><td>131%</td></tr></table>		現状（H26）	目標（H37）	現状対比	栽培面積	10ha	12ha	120%	生産量	19t	25t	131%
	現状（H26）	目標（H37）	現状対比										
栽培面積	10ha	12ha	120%										
生産量	19t	25t	131%										
いちじく	・既存産地での栽培管理技術の向上を図るとともに、生食用と併せてジャム等の加工用途に対応した産地育成を図る。 ・高齢者等の多様な担い手の活用を図りながら産地拡大を図る。 ・雨よけ施設等の整備を推進し、生食用の高品質安定生産を図る。 [推進目標] <table><tr><td></td><td>現状（H26）</td><td>目標（H37）</td><td>現状対比</td></tr><tr><td>栽培面積</td><td>8ha</td><td>8ha</td><td>100%</td></tr><tr><td>生産量</td><td>126 t</td><td>126 t</td><td>100%</td></tr></table>		現状（H26）	目標（H37）	現状対比	栽培面積	8ha	8ha	100%	生産量	126 t	126 t	100%
	現状（H26）	目標（H37）	現状対比										
栽培面積	8ha	8ha	100%										
生産量	126 t	126 t	100%										

2 栽培面積その他果実の生産の目標

区 分 対象果樹 の種類	平成 26 年度		平成 37 年度			
	栽培面積	生産量	栽培面積 目 標	生産量 目 標	現 状 対 比	
					栽培面積	生産量
政令指定果樹	h a	t	h a	t	%	%
な し	1,200	27,100	1,140	27,100	95	100
く り	3,810	5,180	3,620	5,076	95	98
ぶ ど う	275	2,550	270	2,600	98	102
り ん ご	117	1,930	115	2,000	98	104
か き	418	4,200	418	4,300	100	102
う め	521	1,380	521	1,500	100	109
キウイフルーツ	47	448	47	500	100	112
み か ん	15	125	15	125	100	100
も も	10	118	10	118	100	100
す も も	10	19	12	25	120	131
小 計	6,423	43,050	6,168	43,344	96	101
その他の果樹	h a	t	h a	t	%	%
ブルーベリー	84	299	84	350	100	117
ぎんなん	27	29	30	50	111	172
かんきつ類	12	41	12	41	100	100
いちじく	8	126	8	126	100	100
小 計	131	495	134	567	102	115
合 計	6,554	43,545	6,302	43,911	96	101

注)小計の区分は、果樹農業振興特別措置法第2条第2項の政令で定める果樹とその他の果樹とに

植 栽 の 目 標		廃園	目標設定のねらい等	
			栽培面積	生産量
新植	改植			
h a	h a	h a		
10	100	70	生産・流通・担い手対策の実施により廃園を最小限に止める。	樹体ジョイント仕立て導入により生産量は現状維持。
30	100	220	優良園の廃園を最小限に止める。	早生種の割合増加により生産量は減少。
10	40	15	後継者が比較的多いため、現状維持。	後継者が確保され、生産量維持。
10	20	12	減少幅が少なく、後継者が比較的多いため現状維持。	後継者が確保され、生産量維持。
10	30	10	他の果樹からの転換により現状維持。	棚栽培の推進による生産安定。
30	50	30	既存産地の振興および新産地の育成により、現状維持。	樹体ジョイント仕立て導入等による生産量向上。
5	6	5	既存果樹産地の振興を図り、現状維持。	液体受粉等の導入による収量向上。
2	4	2	適地が限定されるため、現状維持。	現状維持。
1	1	1	既存果樹産地の振興を図り、現状維持。	優良品種や優良台木の導入による収量安定。
3	1	1	既存果樹産地における新規導入品目として推進。	棚栽培の推進による収量安定。
111	352	366		
h a	h a	h a		
10	10	10	既存果樹産地の振興を図り、現状維持。	成園化による収量の向上。
6	5	3	特産果樹の振興による面積増加。	面積増加と、成園化による収量向上。
1	2	1	既存果樹産地の振興を図り、現状維持。	現状維持。
2	1	2	既存果樹産地の振興を図り、現状維持。	施設化推進による生産安定。
19	18	16		
130	370	382		

分類したもの

3 自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

(1) 栽培に適する自然的条件に関する基準

区分 果樹の種類	平均気温		冬 期 の 最低極温	低 温 注) 要求時間	降水量 4 月 1 日～ 10 月 31 日
	年	4 月 1 日～ 10 月 31 日			
な し	7℃以上	13℃以上	－20℃以上	幸水については 800 時間以上	二十世紀につい ては 1,200mm 以 下
く り	7℃以上	15℃以上	－15℃以上		
ぶどう	7℃以上	14℃以上	－20℃以上 欧州種につい ては－15℃以 上	巨峰については 500 時間以上	1,600mm 以下 欧州種につい ては 1,200mm 以下
りんご	6℃以上 14℃以下	13℃以上 21℃以下	－25℃以上	1,400 時間以上	1,300mm 以下
かき(甘がき)	13℃以上	19℃以上	－13℃以上	800 時間以上	
(渋がき)	10℃以上	16℃以上	－15℃以上	800 時間以上	
う め	7℃以上	15℃以上	－15℃以上		

注) 低温要求時間とは、当該地域の気温が 7.2℃以下になる期間の延べ時間数。

(2) 近代的な果樹園経営の指標

ア 目標とすべき10アール当たりの生産量及び労働時間

対象果樹	品種名	成園 10a 当たり 生産量 (kg)	成園 10a 当たり 労働時間 (時間)	摘要
なし	幸水	3,000	292	無加温施設栽培
	幸水	3,000	242	露地栽培
	豊水	3,500	184	露地栽培
	あきづき	3,500	226	露地栽培
	恵水(若木)	4,500	226	露地栽培
	恵水(成木)	5,000	226	露地栽培
	赤なし *	3,000 *	192 *	樹体ジョイント仕立て *
くり	筑波	300	30	低樹高仕立て
ぶどう	巨峰	1,300	325	無加温施設栽培, 直接販売
	欧州系等	1,800	459	無加温施設栽培, 直接販売
	巨峰	1,300	295	雨よけ栽培, 直接販売
	大粒系 *	1,500 *	371 *	無加温施設栽培 *
りんご	ふじ	3,000	365	普通樹栽培, 直接販売
かき	富有	2,000	264	
うめ	白加賀	1,000	187	

注) 1. 成園 10a 当たり生産量は、茨城県果樹栽培基準の基準収量とした。

2. 成園 10a 当たり労働時間は、茨城県主要作目・作型別経営指標(平成 26 年 3 月 茨城県農林水産部農業経営課作成)の 10a 当たり労働時間とした。

3. 「恵水」の労働時間は、未調査のため暫定的に「あきづき」並みとした。

4. *印は、参考として果樹農業振興基本方針(平成 27 年 4 月 27 日 農林水産省)の指標である。

イ 効率的かつ安定的な果樹経営の経営類型

果樹の種類	経営類型	経営規模 (a)	作付規模 (a)	単収 (kg)	単価 (円/kg)
なし	露地＋施設	180	露地 130	露地	
			幸水 50	幸水 2,700	308
			豊水 80	豊水 3,300	271
			施設 50	施設	
			幸水 50	幸水 2,700	561
なし	露地	150	幸水 80	2,700	356
			豊水 50	3,300	328
			あきづき 20	3,500	319
くり (複合経営)	露地	500	丹沢 300	200	441
			筑波 100	200	385
			石鎚 100	200	408
ぶどう	施設 【雨よけ主体】 (直売)	150	ハウス無加温 30		
			巨峰 10	1,200	1,105
			欧州系 20	1,300	1,599
			雨よけ 120		
			巨峰 120	1,200	747
ぶどう	施設 【ハウス主体】 (直売)	100	ハウス無加温 60		
			巨峰 30	1,200	1,105
			欧州系 30	1,300	1,599
			雨よけ 40		
			巨峰 40	1,200	747
りんご	露地 (直売)	160	160	2,000	400

注) 1. なし、ぶどう、りんごの経営類型、経営規模、作付規模は、「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本経営面積を算出する際には、主たる従事者一人あたりの所得は580万円/年程度、補助的労働者一人あたりの所単収、単価、労働時間は茨城県主要作目・作型別経営指標(平成26年3月 茨城県農林水産部農業経営課作成)

2. くりについては、「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の基本的指標がないため、独自に算として経営面積を算出した。単収、単価、労働時間は茨城県主要作目・作型別経営指標を活用し、粗収益、経営

10a 当たり 労働時間 (時間)	労働時間 (時間)		粗収益 (万円)	経営費 (万円)	所得 (万円)
	家族	雇用			
242 184 292	3,740 (2 人)	401	1,889	1,147	742
242 184 226	3,040 (2 人)	267	1,533	772	762
30 30 30	1,113 (1 人)	407	423	283	141
325 459 295	3,298 (2 人)	1,481	1,623	850	774
325 459 295	2,931 (2 人)	600	1,380	647	732
365	3,937 (2 人)	1,906	1,280	557	723

方針」で示している基本的指標を参考とした。

得 150 万円/年程度を目標所得となるよう試算した。

を活用し、粗収益、経営費、所得については農業経営試算ナビ（同左作成）により試算した。

出した。くりは他部門との複合経営とし、くり部門は補助的労働者一人が従事すると想定し、所得目標を 150 万円/年程度
費、所得については農業経営試算ナビにより試算した。

4 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

(1) 果樹園の土地基盤整備計画

樹園地の継続的な利用と生産性の向上を図る上で、生産基盤の整備は重要である。このため、小規模園地や作業道の狭い生産性の低い園地は、作業性の向上と機械化、輸送の効率化を促進するため園地の改良や農道の整備を図る。

また、高品質果実の安定的な生産を図るため、畑地かんがい施設の整備を推進する。

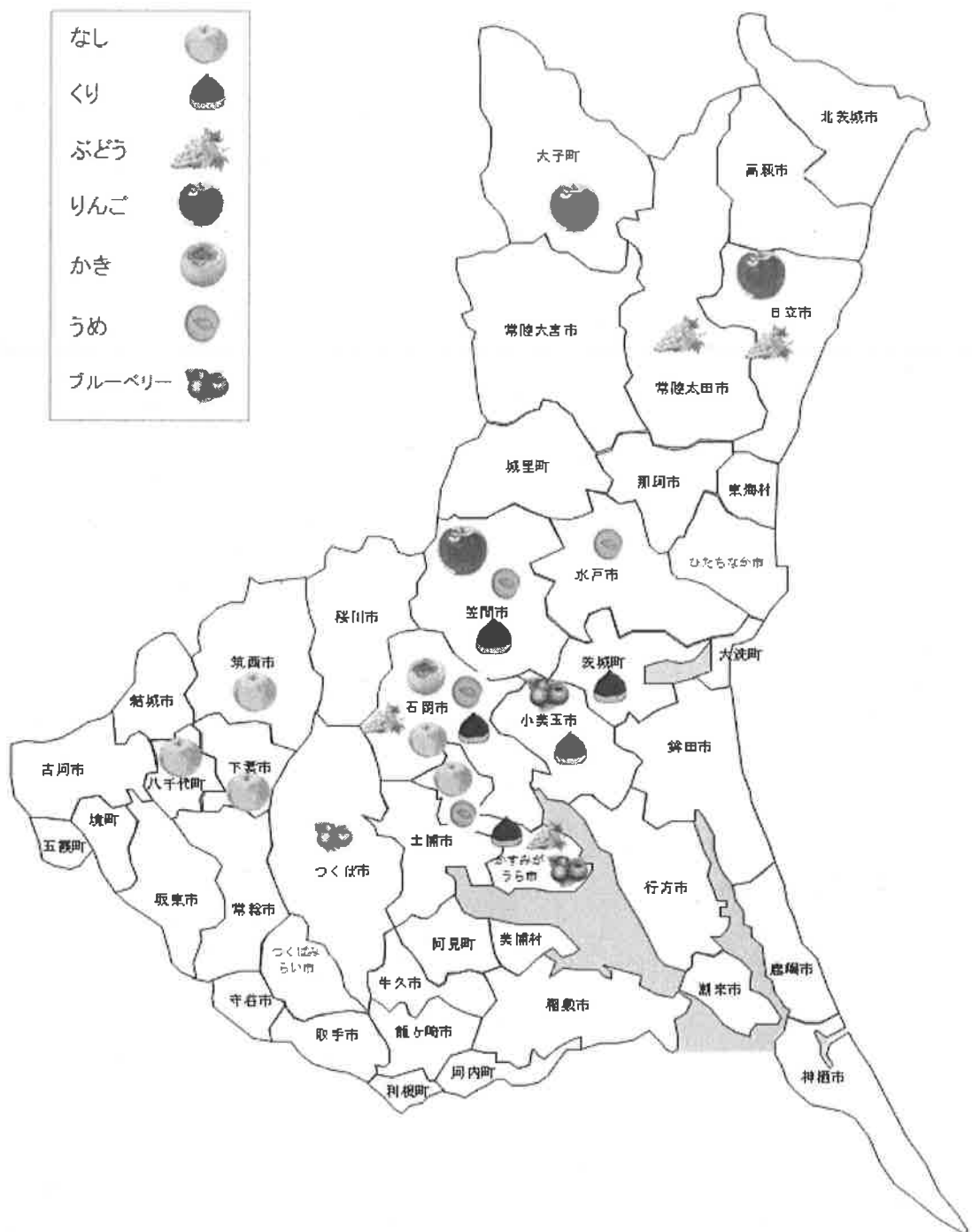
(2) 広域濃密生産団地形成

対象樹種が産地を形成している地域や広域農協など広域化の利点が発揮できる地域を広域的濃密生産団地として位置づけ、個別産地の連携強化を通して広域産地化を図っていく。

県北地域のぶどう、県央地域のくり、県南地域のなし、くり、ぶどう、かき、ブルーベリー、県西地域のなし等の各主産地を果樹生産の重点地域として、生産基盤や流通施設等の整備や生産者組織等の強化を促進するなど、広域産地としての産地体制の再編整備を推進し、効率的な産地体制の確立による生産振興を促進する。

○広域濃密生産団地の概要

対象果樹の種類	団地名	関係市町村名
なし	県南地域 県西地域	かすみがうら市、石岡市及び周辺地域 筑西市、下妻市、八千代町
くり	県央地域 県南地域	小美玉市、茨城町、笠間市及び周辺地域 石岡市、かすみがうら市
ぶどう	県北地域 県南地域	常陸太田市、日立市 石岡市、かすみがうら市
りんご	県北地域	大子町、日立市、笠間市及び周辺地域
かき	県南地域	石岡市及び周辺地域
うめ	県央地域 県南地域	笠間市、水戸市及び周辺地域 石岡市、かすみがうら市
ブルーベリー	県央地域 県南地域	小美玉市 つくば市、かすみがうら市



(3) その他樹園地の基盤整備や流動化に関する事項

生産者の高齢化等により園地の管理放棄や生産性の低下が見られており、産地における栽培面積の維持や適正な経営面積の確保を図る必要がある。このため、効率的な栽培管理に寄与する樹園地の基盤整備と併せて、農地中間管理機構と連携した樹園地の流動化や作業受委託の円滑化を図るための仕組みづくりを促進する。

また、果樹用の高性能機械の利用については、機械が効率的に使用できるよう基盤整備計画に反映させるとともに、基盤整備に併せて消費者ニーズに対応した新品種や新品目の導入などに努める。

さらに、自然災害に強い産地づくりを推進するため、多目的防災網やハウス等の生産施設の整備に努める。

5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

(1) 果実の流通合理化に係る基本方針

本県の果樹は、なし等を中心にした市場出荷対応型とぶどう・りんご・ブルーベリー等の生産者直販型に大きく区分される。

市場出荷対応型産地においては、量販店を中心とした相対取引等の情報取引が拡大しており、出荷に先立って出荷情報を正確かつ迅速に提供するとともに、需要動向の変化に的確に対応した計画的出荷が非常に重要となっている。

今後は、こうした市場取引の変化に対応した産地体制の整備を図るため、情報取引のシステム化や、出荷情報に基づく計画的出荷ができる広域的な一元出荷体制を推進する。

また、選果施設や低温貯蔵庫等の流通施設を整備し、ハウス施設を活用した早期出荷から貯蔵による出荷まで長期間の出荷ができる産地体制の確立を図り、有利販売を目指すとともに、多様な流通チャネルに対応できるよう集出荷等のシステムの整備を推進する。中小産地においては、産地間の統合を図り産地規模や品目の特性に応じた集出荷施設の整備を推進する。

一方、生産者直販型産地では、これまで、もぎ取りや直売が行われてきたが、消費者ニーズが多様化していることから、観光果樹組合など産地組織での贈答向けの宅配やオーナー制、インターネット等による販売など多様な取組を促進する。

(2) 果実の集出荷体制及び施設の整備

○集出荷体制の整備

広域農協を単位とした出荷の一元化を進めて共販率の向上を図るとともに、計画生産・出荷に努め、信頼される産地体制の確立を推進する。

また、市場出荷や契約栽培、直売などの多様な流通に対応できるよう、集出荷から精算方法まで含めた包括的な仕組みの整備を促進する。

中小産地においては、生産者数の減少に伴い、産地維持が困難となっていることから、生産から流通に及ぶ統合を進め、市町村又は農協単位での広域的な産地体制の整備を推進する。

○集出荷施設の整備

果実の特性及び産地規模に応じ、光センサー方式による選果機を含めた集出荷施設の整備を促進し、果実の選果選別処理の効率化や品質の向上を図る。

なお、なし及びくり等においては、有利販売に向けて品質保持や出荷調整、貯蔵による長期的出荷を推進するため、予冷、貯蔵（氷温・氷蔵）庫等の施設の整備を促進する。

また、集出荷施設の整備費および維持管理費の生産者負担低減のため、集出荷施設の再編統合を推進する。

(3) 流通コストの低減

消費者ニーズに対応できるよう出荷規格の見直しを行うとともに、各産地においてリサイクル可能な通いコンテナ等を使用した流通システムの確立に努めるなど流通コストの低減を推進する。

6 果実加工の合理化に関する事項

(1) 果実加工に関する基本的方針

地域色豊かな果実を活用した生産者や団体等による6次産業化等の取組を推進する。

特に、従来から加工に利用されてきたうめ・くりに加えて機能性成分を有する食品として人気が高まっているブルーベリーは、試験研究機関や食品産業等との連携を強化し、付加価値の高い加工品の開発と、需要の拡大を図り、安定した販路の確保を促進する。

また、なし、ぶどう、りんご、かき、かんきつ類（ゆず）及びいちじくなどは、農協や生産組織・生産者等自らが地域条件を活かした果実の加工・販売に取り組んでいる。こうした地域ぐるみの6次産業化の取組が地域の活性化を図るうえで重要となるため、生産量の確保と加工技術の向上を図り、併せて消費の拡大を推進する。

(2) 果実加工製品の生産

くり、うめなどは、果実の特性を活かし、消費者ニーズに対応した多様な加工品を開発し、消費拡大を積極的に推進する。また、今後はブルーベリーやいちじく、かき、かんきつ類（ゆず）等加工に適した品目の生産安定を推進し、果実製品の生産安定を図るとともに需要の拡大に取り組む。

りんご、ぶどう、ブルーベリー等の果実は、観光農業のPRや地域の活性化に向けた果実加工の取組を強化するため、産地と試験研究機関・食品産業等との連携により、高品質な加工品開発に努める。

(3) 加工向け用果実の取引の合理化

生産と需給の均衡や価格の安定を図るため、計画的な生産出荷に向けて集出荷体制を整備し、果実加工業者等との契約栽培を推進する。また、引き続き、加工適性の高い品種の導入や栽培管理及び選果・選別の徹底による品質向上に努めるとともに、貯蔵技術の開発・普及を図る。

7 その他必要な事項

(1) 環境保全型農業の推進

環境保全型農業に取り組むエコファーマーの育成や、総合的病虫害・雑草管理の研究・開発、加工残さ等の未利用有機物資源のたい肥化や土壌改良資材等への活用などを推進し、環境負荷の軽減等を図る。

また、ハウス栽培の農業用使用済プラスチックについては、引き続き回収してリサイクルするなどの適正処理を図る。

(2) 食の安全及び消費者の信頼の確保

産地のブランド力強化や輸出の取組を推進するため、安全な農産物の生産に向け、農業生産工程管理（GAP）の導入を積極的に推進する。

また、安全で安心な本県農産物の生産情報を公開する本県独自のシステム「いばらき農産物ネットカタログ」への登録の拡大に努め、生産履歴や産地、作物に関する情報の発信の充実を図る。

また、福島第一原子力発電所の事故以来、出荷前の放射性物質検査により、農畜産物の安全確保が行われている。引き続き、これらの取組を推進し、消費者の信頼確保に努める。

参 考 資 料

1 生産関係

(1) 本県農業産出額における果樹農業の占める位置

(単位：億円，%)

部 門 年	H17		H22		H26	
	産出額	構成比	産出額	構成比	産出額	構成比
米	938	22.5	845	19.6	762	17.8
麦 類	33	0.8	7	0.2	3	0.1
雑 穀 ・ 豆 類	40	1.0	25	0.6	21	0.5
い も 類	185	4.4	208	4.8	240	5.6
野 菜	1,494	35.9	1,743	40.5	1,707	39.8
果 実	147	3.5	139	3.2	132	3.1
花 き	124	3.0	125	2.9	136	3.2
工 芸 農 作 物	44	1.1	26	0.6	14	0.3
種苗・苗木類・その他	13	0.3	6	0.1	9	0.2
畜 産	1,082	26.0	1,125	26.1	1,200	28.0
加 工 農 産 物	62	1.5	58	1.3	66	1.5
合 計	4,162	100.0	4,306	100.0	4,292	100.0
平 成 17 年 対 比	100		103.5		103.1	

資料：農林統計（生産農業所得統計）

(2) 種類別の農業産出額の推移

(単位：億円)

年 種 類	H7	H12	H17	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全 体	157	144	147	130	132	139	130	131	134	132
日 本 な し	104	93	89	81	77	80	76	73	73	—
く り	19	16	21	18	18	21	16	18	20	—
ぶ ど う	14	16	16	13	16	15	15	17	17	—
り ん ご	3	4	6	5	6	5	4	5	5	—
か き	10	6	7	5	6	7	7	6	7	—
う め	4	6	4	3	3	4	—	—	—	—
そ の 他	3	3	4	5	6	7	12	12	12	—

資料：農林統計（生産農業所得統計）

(3) 種類別の栽培農家戸数の推移

(単位：戸)

年 種 類	H7	H12	H17	H22	H27
日 本 な し	2,663	2,229	1,840	1,418	1,094
く り	10,240	5,966	4,070	3,391	3,126
ぶ ど う	631	520	508	443	406
り ん ご	378	251	220	163	128
か き	1,361	659	640	541	539
う め	2,990	991	818	554	533

資料：農業センサス

(4) 種類別の結果樹面積・収穫量・10a 当たり収穫量の推移

(単位 : ha, t, kg/10a)

種類	区 分	年							
		H7	H12	H21	H22	H23	H24	H25	H26
日本なし	結 果 樹 面 積	1,720	1,650	1,390	1,350	1,320	1,280	1,230	1,180
	収 穫 量	37,100	40,000	32,400	25,100	27,600	2,650	28,000	2,710
	10a 当たり収穫量	2,160	2,420	2,330	1,860	2,090	2,070	2,280	2,300
く り	結 果 樹 面 積	4,960	4,510	3,950	3,910	3,880	3,830	3,810	3,780
	収 穫 量	6,080	5,520	4,740	6,650	4,970	5,090	4,910	5,180
	10a 当たり収穫量	123	122	120	170	128	133	129	137
ぶどう	結 果 樹 面 積	304	307	277	—	—	—	—	271
	収 穫 量	2,110	2,370	2,310	—	—	—	—	2,550
	10a 当たり収穫量	693	770	834	—	—	—	—	940
りんご	結 果 樹 面 積	86	115	117	—	—	—	—	116
	収 穫 量	1,020	1,300	1,700	—	—	—	—	1,930
	10a 当たり収穫量	1,190	1,130	1,450	—	—	—	—	1,660
か き	結 果 樹 面 積	546	484	435	—	—	—	—	412
	収 穫 量	3,910	3,810	4,120	—	—	—	—	4,200
	10a 当たり収穫量	716	787	947	—	—	—	—	1,020
う め	結 果 樹 面 積	589	608	547	—	—	—	—	511
	収 穫 量	1,880	1,760	1,670	—	—	—	—	1,380
	10a 当たり収穫量	320	289	305	—	—	—	—	271

資料 : 農林統計

2 担い手の状況

(1) 果樹栽培農家戸数

	露 地		施 設	
	栽培農家数	栽培面積 (ha)	栽培農家数	栽培面積 (ha)
H17	7,184	4,416	161	49
H22	6,094	3,870	166	42
H22/H17	84.8%	87.6%	103.1%	85.7%

出典：農業センサス

(2) 品目別栽培農家戸数

	なし	くり	ぶどう	りんご	かき	うめ
H17	1,840	4,070	488	220	639	817
H22	1,418	3,391	443	163	541	554
H27	1,094	3,126	406	128	539	533
H27/H22	77.2%	92.2%	91.6%	78.5%	99.6%	96.2%

出典：農業センサス

(3) 果樹栽培農家の年齢構成

年齢別	～29	～39	～49	～59	～69	70～
果樹	0.8%	4.0%	5.5%	25.1%	47.6%	17.0%
全品目	0.1%	1.1%	5.2%	19.7%	37.6%	36.3%

出典：平成26、27年度青果物銘柄産地指定申請産地概要、農業センサス（年齢別農業経営者数）

(4) 経営類型別新規就農者数（39歳以下）

	普通作	野菜	果樹	花き	畜産	その他	合計
H17	35	119	9	16	14	0	193
割合 (%)	18.1%	61.7%	4.7%	8.3%	7.3%	0.0%	
H22	23	126	4	8	8	2	171
割合 (%)	13.5%	73.7%	2.3%	4.7%	4.7%	1.2%	
H26	30	129	9	7	6	2	183
割合 (%)	16.4%	70.5%	4.9%	3.8%	3.3%	1.1%	

出典：就農青少年調査結果

3 流通関係

(1) 果実（日本なし）の主要消費地域別・産地別の卸売数量・価格

数量：t，価格：円/kg

年	東京都											
	計 ※1		茨城		福島		栃木		千葉		福岡	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
H21	36,744	239	8,229	232	7,100	205	6,296	219	5,188	246	1,990	328
H22	30,815	332	6,355	340	6,178	294	5,953	307	4,233	353	—	—
H23	32,882	262	6,144	271	6,934	185	6,584	243	5,320	261	—	—
H24	29,752	305	5,591	303	5,079	244	6,244	287	4,506	317	—	—
H25	29,726	276	6,113	264	6,317	226	4,727	268	5,069	276	—	—
H26	29,747	281	5,425	273	5,664	230	6,190	270	4,149	304	—	—

年	横浜市											
	計		茨城		福島		栃木		新潟		埼玉	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
H21	6,141	236	1,861	237	1,135	211	835	221	476	215	336	265
H22	5,055	319	1,500	329	927	297	773	297	431	273	284	371
H23	5,624	252	1,795	257	1,000	196	818	231	—	—	322	284
H24	5,106	288	1,628	292	787	250	632	271	364	281	295	331
H25	4,511	269	1,431	269	994	234	398	269	—	—	309	280
H26	5,051	268	1,659	267	1,055	229	613	262	390	273	—	—

注1) 計：全産地の合計値

注2) 全国出荷量のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県

出典：農林水産統計

(2) 東京都中央卸売市場における品目別入荷状況

(単位：t, %)

年度	H22			H23			H24			H25			H26		
品目	全国	茨城	比率	全国	茨城	比率	全国	茨城	比率	全国	茨城	比率	全国	茨城	比率
なし	25,484	5,059	19.8	27,464	4,957	18.0	24,839	4,555	18.3	24,926	4,904	19.7	26,021	4,602	17.7
くり	2,246	1,977	88.0	1,443	1,274	88.2	1,337	1,162	86.9	1,214	1,049	86.4	1,473	1,243	84.4
ぶどう	12,563	22	0.2	11,842	17	0.1	15,191	24	0.2	14,512	16	0.1	14,801	14	0.1
かき	16,383	134	0.8	19,427	201	10.3	25,096	65	0.3	21,311	141	0.7	22,927	108	0.5
キウイフルーツ	6,740	27	0.4	4,989	18	0.4	5,088	19	0.4	5,809	25	0.4	5,876	22	0.4

資料：東京都中央卸売市場年報

(3) 東京都中央卸売市場における果実の価格推移

(単位：円／kg)

年 度		H元	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
品 目	茨城	309	237	230	339	267	301	265	271
	全国	321	235	240	333	264	306	278	282
く り	茨城	410	345	453	354	443	414	493	419
	全国	449	359	463	385	483	455	521	451
ぶどう	茨城	885	499	562	593	678	611	604	564
	全国	699	700	687	788	781	714	768	791
か き	茨城	211	120	121	244	189	124	149	143
	全国	312	223	218	340	287	212	277	249
キウイ フルーツ	茨城	225	215	214	258	321	340	271	361
	全国	338	388	336	363	416	427	390	428

資料：東京都中央卸売市場年報

(4) 生鮮果実の輸出状況

(単位: t)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	前年対比
なし	1,356	2,137	2,092	1,521	1,683	702	574	1,042	1,246	1,017	82%
くり	-	-	-	-	1,592	1,747	514	1,010	1,314	1,407	107%
ぶどう (生鮮)	269	155	362	406	403	319	187	360	475	549	116%
りんご	18,761	17,099	25,728	25,163	20,929	21,075	18,205	9,107	19,431	24,118	124%
かき	389	605	385	483	439	287	315	388	444	578	130%
もも (ネクタリン含む)	425	714	488	562	514	494	280	439	578	898	155%
うんしゅうみかん	2,710	4,907	4,557	3,408	2,648	2,227	2,582	2,424	2,830	3,288	116%
その他	951	585	1,610	1,983	169	147	253	105	215	264	123%
果実 (生鮮・乾燥) 合計	24,860	26,202	35,221	33,525	28,376	26,999	22,911	14,875	26,534	32,119	121%
果実缶・びん詰類	4,845	7,647	5,161	4,353	3,710	4,444	3,850	3,890	4,445	6,068	137%
果汁	1,786	4,458	1,374	1,549	1,416	1,832	1,703	1,531	1,843	3,012	163%
その他の果実調製品	137	166	333	310	249	476	460	760	128	240	187%

資料: 農林水産物輸出入概況

(5) 生鮮果実の輸入状況

(単位: t)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	前年対比
くり (生鮮・乾燥)	21,552	22,054	17,397	14,446	13,831	12,625	11,690	11,269	10,483	7,921	76%
ぶどう (生鮮)	10,955	9,949	8,069	6,612	7,550	12,625	15,410	21,406	22,759	19,717	87%
ぶどう (乾燥)	30,360	29,251	32,038	30,484	27,252	30,454	29,591	28,692	30,373	29,594	97%
りんご (生鮮)	124	-	-	37	63	134	148	1,894	2,291	2,563	112%
キウイフルーツ (生鮮)	59,435	54,479	59,618	59,222	58,501	62,963	65,895	63,970	58,747	65,061	111%
レモン (生鮮・乾燥)	76,686	73,086	60,864	57,405	51,422	52,618	51,898	53,834	49,230	47,299	96%
ライム (生鮮・乾燥)	2,208	2,237	2,176	1,981	1,890	1,847	1,889	2,076	2,252	2,014	89%
オレンジ (生鮮・乾燥)	115,433	120,875	85,803	97,818	94,411	109,946	115,330	130,476	111,886	83,553	75%
グレープフルーツ (生鮮・乾燥)	205,961	170,881	212,838	184,038	178,912	174,771	160,004	151,413	127,301	106,907	84%
さくらんぼ (生鮮)	12,363	6,947	9,374	8,525	10,013	11,009	10,351	10,471	7,377	5,354	73%
バナナ (生鮮)	1,066,873	1,043,634	970,594	1,092,738	1,252,606	1,109,072	1,064,125	1,086,388	975,107	946,654	97%
パイナップル (生鮮)	155,426	152,479	165,794	144,464	143,981	142,582	152,864	174,025	181,182	166,295	92%
マンゴー (生鮮)	12,139	12,383	12,389	11,589	11,103	10,391	10,055	9,741	8,589	7,354	86%
パパイヤ (生鮮)	4,075	4,168	3,996	3,817	3,089	2,779	2,774	2,788	2,752	2,723	99%
アボガド (生鮮)	28,150	29,032	26,511	24,073	29,840	44,552	37,173	58,555	60,458	57,600	95%
マンダリン (生鮮・乾燥)	10,827	10,554	4,605	10,228	9,046	10,908	21,317	20,309	16,890	10,258	61%
ナッツ類	46,352	41,447	43,783	42,350	42,859	46,425	47,713	53,935	56,404	59,831	106%
その他	30,868	26,947	26,069	20,735	22,120	25,510	25,778	27,813	26,307	24,413	93%
果実 (生鮮・乾燥) 合計	1,889,787	1,810,403	1,741,919	1,810,562	1,958,491	1,861,211	1,824,004	1,909,055	1,750,388	1,645,111	94%
果実缶・びん詰類	741,316	690,712	696,071	616,691	537,348	565,440	631,736	632,845	604,689	560,578	93%
果汁	356,419	329,693	344,324	312,047	275,704	283,812	309,626	314,291	306,450	273,697	89%
その他の果実・ナッツ調製品	207,539	209,465	190,302	162,435	166,538	186,578	199,394	194,622	193,522	193,694	100%

資料：農林水産物輸出入概況

4 生産流通施設の設置状況

(1) 補助事業による集出荷施設の整備状況

地域	市町村名	事業実施主体名	品目	面積	施設の内容	導入年度	施設導入事業名	備考
県北	常陸太田市 (旧水府村)	J A 常陸 (旧 J A 水府村)	ぶどう うめ	10ha 17ha	集出荷施設 自動梱包機：1 台	S60	県北山間野菜新産地育成事業 県北山間野菜需要連環システム事業 ふるさと農業活性化整備事業	
					建物：1 棟 99 m ²	H 元		
					フォークリフト：1 台	H 2		
県央	茨城町	J A 水戸	なし	6.5ha	集出荷施設 建物：1 棟 1,399 m ²	S59	畑作総合改善事業	
					集出荷施設 建物：1 棟 678 m ² 選果機：重量型 3 条 3 系列 30t/日 自動製函機：1 台 自動封函機：1 台	S56		
	小美玉市 (旧玉里村)	J A 新ひ たち野(旧 J A ひた ち野)	なし	9ha	集出荷施設 建物：1 棟 460 m ² 選果機：形状型 6 条型 1 系列	S62	青果物銘柄産地育成総合推進事業 (県単)	S62 建物増築 下屋 300 m ² S63 建物増築 倉庫 86 m ²
					集出荷施設 建物：1 棟 582 m ² 選果機：1 基 4.5t/h 自動製函機：1 台 自動封函機：1 台	S57		
	笠間市 (旧友部町)	J A 常陸 (旧 J A 茨城 中 央)	くり うめ	400ha 30ha	集出荷施設 建物：1 棟 582 m ² 選果機：1 基 4.5t/h 自動製函機：1 台 自動封函機：1 台	S61	果樹産地総合整備事業 (県単)	
					集出荷施設 選果機：重量型 4 条型 1 系列	S61		
	笠間市 (旧岩間町)	J A 常陸 (旧 J A 茨城 中 央)	なし	38ha	集出荷施設 建物：1 棟 選果機：重量型 5 条型 1 系列 予冷施設：予冷庫 68 m ²	H10	農業生産体制強化総合推進対策事業	
					集出荷施設 選果機：形状型 1 基 3t/h	H 2		
					集出荷施設 選果機：形状型 1 基 3t/h	H 2		

地域	市町村名	事業実施主体名	品目	面積	施設の内容	導入年度	施設導入事業名	備考
県央	笠間市 (旧岩間町)	JA常陸 (旧JA茨城中央)	くり	300ha	集出荷施設 選果機：重量式1基 15t/日	H17	いばらきの園芸産地改革支援事業(県単)	
			くり	300ha	集出荷施設 冷蔵貯蔵施設 5台 2t/台・月	H23	いばらきの園芸産地改革支援事業(県単)	
鹿行	鉾田市 (旧旭村)	JA茨城旭村	なし	5ha	集出荷施設 建物：1棟 1,316㎡	S63	農業構造改善特認事業	
			なし	80ha	集出荷施設 建物：1棟 1,658㎡ 選果機(自己資金)：形状型(光線式) 2条型2系列 全自動梱包機：1台	S59 H18	落葉果樹産地整備事業 いばらきの園芸産地改革支援事業	H9自己資金 で選果機導入
県南	石岡市	JAやさと JA新ひたち野	なし	43ha	集出荷施設(小幡) 建物：1棟 1,640㎡ 選果機：外径型 5条・4条・1条型各1系列	S56	落葉果樹高能率生産集 団育成事業	
			なし	40ha	集出荷施設(園部) 建物：1棟 1,662㎡ 選果機：重量型 5条2系列	S60	新農業構造改善事業	
			かき	40ha	集出荷施設(園部) 建物：1棟 664㎡ 選果機：重量型 2条8系列	S54	落葉果樹高能率生産集 団育成事業	
			かき	35ha	集出荷施設 自動小型選果機：9台	H18	いばらきの園芸産地 改革支援事業(県単)	
			いちじく	10ha	集出荷施設 予冷庫：1.5坪2基 建物：1棟 165㎡ 貯蔵施設：4坪1基	H4 H5 H5	自立農業確立緊急対策 事業(県単)	

地域	市町村名	事業実施 主体名	品目	面積	施設の内容	導入 年度	施設導入事業名	備考
県 南	かすみが うら市	JA土浦	くり	100ha	集出荷施設 選果機：1基 封函機：1台 最大2t/h	H6 H12	果樹産地高度化事業(県 単) 「10 アップ運動」産地 バックアップ事業(県 単)	
			なし	25ha	集出荷施設 建物：1棟 1,004 m ² 選果機：形状型 4条型1系列 選果機計算装置：1台	S57 H18	農用地利用増進対策事 業 茨城の園芸産地改革 支援事業(県単)	H3 建物増築
		志土庫園 芸農協	くり	250ha	集出荷施設 選果機：1基 15t/日	S56	新農業構造改善事業	
	土浦市	JA土浦 (旧JA 茨城千代 田)	なし かき	93ha 13ha	集出荷施設 建物：1棟 1,793 m ² <自己資金分> 選果機：形状型(光線式) 3条型2系列 自動封函機：2台 ローラーコンベアー	S58	落葉果樹産地整備事業	H6 建物増築 H10 自己資 金で選果機等 導入
		JA土浦	なし	12ha	集出荷施設 建物：1棟 1,074 m ² <自己資金分> 選果機：形状型 5条型1系列 全自動梱包機：1台	S61	新農業構造改善事業	
	河内町	河内町い ちじく生 産組合	いちじく	4.7ha	集出荷施設 建物：1棟 68 m ² 予冷库：1台 16.2 m ²	H5	条件整備特別対策事業 (県単)	

地域	市町村名	事業実施 主 体 名	品 目	面 積	施 設 の 内 容	導 入 年 度	施設導入事業名	備 考
西 県	結城市	先城谷集 出荷組合	なし	9ha	集出荷施設 建物：1棟 116㎡ ベルトコンベア：1台	S59	農村地域定住促進対策 事業	
	下妻市	J A 常総 ひかり	なし	71ha	集出荷施設 建物：1棟 2,558㎡ 選果機：重量型 6条型 2系列 電子計数装置：2台 低温貯蔵施設：1棟 132㎡ 能力 50t 選果機：重量型 3条型 4系列 電子計数装置：2台 自動封函機：1台 自動封函機：1台 電子計数装置：1台 ホットメルター：2台 屋根修理 自動製函機：1台	S48 H 2 H6・7 H12 H22 H23 H24 H27	果樹広域主産地形成事 業 落葉果樹産地整備事業 経営基盤確立農業構造 改善事業 自己資金で更新 自己資金で更新 東日本大震災農業生産 対策交付金で更新 自己資金で修繕 自己資金で更新	第1選果場 第1選果場 第1選果場 第1選果場 第1選果場 第1選果場 第1選果場 第1選果場
				75ha	集出荷施設 建物：1棟 3,437㎡ 選果機：色別、形状式フリーストレー4条型 自動製函機：1台 自動封函機：2台 計数機：1台 選果機：色別、形状式バケット3条3系列 自動製函機：1台	S61 H 5 H17	新農業構造改善事業 新需要開発産地形成等 推進事業 自己資金で更新	第2選果場 第2選果場 第2選果場

地域	市町村名	事業実施 主体名	品目	面積	施設の内容	導入 年度	施設導入事業名	備考
西 県	下妻市	J A 常総 ひかり	なし		シャッター：2枚	H23	東日本大震災農業生産 対策交付金で破損修繕	第2選果場
	筑西市 (旧下館市)	J A 北つ くば	なし	70ha	計数器1台及びソフトウェア式 集出荷施設 建物：1棟 2,262㎡ 選果機：形状型（光線式）1条型3系列 自動封函機：2台 自動製函機：1台 選果機：カメラ式形状選別方式2系列3条型 自動封函機：1台 自動製函機：2台 計数機本体：1台 現場操作卓：2台 無停電電源装置：3台	H26 S58 H5 H14 H18 H27	自己資金で更新 新農業構造改善事業 果樹産地活力特別対策 事業で更新 明日の担い手育成総合 対策事業で更新 自己資金で更新 自己資金で更新	第2選果場 S60 建物増築
	筑西市 (旧関城町)	J A 北つ くば	なし	119ha	集出荷施設 建物：1棟 2,596㎡ 選果機：形状型（光線式）8条型8系列 自動製函機：2台 自動封函機：2台 計数機：2台 低温貯蔵施設：1棟 540㎡ 能力 200t	S49・ S50 S56 H3 H3	果樹広域産地形成事業 新農業構造改善事業 果樹高度生産モデル団 地設置事業で更新 農業農村活性化農業構 造改善事業	

地域	市町村名	事業実施 主体名	品目	面積	施設の内容	導入 年度	施設導入事業名	備考
県西	筑西市 (旧関城町)	J A 北つ くば	なし	119ha	選果機：カラーカメラ式形状選別1条型3系列 自動製函機：2台 自動封函機：2台 計数機：3台	H17	自己資金で更新	
	八千代町	J A 常総 ひかり	なし	35ha	集出荷施設 選果機：重量型 5条型1系列 自動製函機：1台 自動封函機：1台 計数機：1台 選果機：2条型1系列 (多等級選別, カラーセンサー方式) 自動製函機：1台 自動封函機：1台 計数機：1台	S63 H16	果樹花き総合振興対策 事業 自己資金で更新	

5 その他

果樹農業振興特別措置法

(昭和三十六年三月三十日法律第十五号)

最終改正:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

第一章 総則 (第一条)

第二章 果樹農業振興基本方針等 (第二条—第二条の四)

第三章 果樹園経営計画 (第三条—第四条の二)

第四章 果実の生産及び出荷の安定に関する措置 (第四条の三—第五条)

第五章 雑則 (第六条—第九条)

第六章 罰則 (第十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、果実の需要の動向に即応して計画的に果樹農業の振興を図るための措置及びこれに関連して合理的な果樹園経営の基盤を確立するための措置並びにこれらに併せて果実の生産及び出荷の安定を図るための措置並びに果実の流通及び加工の合理化に資するための措置を定めることにより、果樹農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 果樹農業振興基本方針等

(果樹農業振興基本方針)

第二条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「果樹農業振興基本方針」という。）を定めなければならない。

2 果樹農業振興基本方針には、主要な種類の果樹として政令で定めるもの（以下「果樹」という。）につき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 果樹農業の振興に関する基本的な事項
- 二 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標
- 三 栽培に適する自然的条件に関する基準
- 四 近代的な果樹園経営の基本的指標
- 五 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

六 その他必要な事項

3 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(果樹農業振興基本方針の変更)

第二条の二 農林水産大臣は、果実の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、果樹農業振興基本方針を変更するものとする。

2 前条第三項及び第四項の規定は、果樹農業振興基本方針の変更について準用する。

(都道府県の果樹農業振興計画)

第二条の三 都道府県知事は、果樹農業振興基本方針に即して、政令で定めるところにより、当該都道府県における果樹農業の振興を図るための計画（以下「果樹農業振興計画」という。）を定めることができる。

2 果樹農業振興計画には、当該都道府県における主要な種類の果樹につき、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 栽培面積その他果実の生産の目標

二 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

3 果樹農業振興計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 果樹農業の振興に関する方針

二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

三 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

四 果実の加工の合理化に関する事項

五 その他必要な事項

4 都道府県知事は、第二項の主要な種類の果樹のうちに、その果実につき、生産の安定的な拡大又は合理化を図り及び流通の合理化を推進することが特に必要であり、かつ、そのためには広域の濃密生産団地を計画的に形成することが適当であると認められるものがあるときは、果樹農業振興計画において、当該種類の果樹についてのその広域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにするとともに、その方針に即して同項各号及び前項各号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

5 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めようとするときは、果樹農業に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

(果樹農業振興計画の変更)

第二条の四 前条第五項及び第六項の規定は、果樹農業振興計画の変更について準用する。

第三章 果樹園経営計画

(果樹園経営計画)

第三条 第二条の三第六項の規定による提出があつた果樹農業振興計画に係る都道府県の区域内において果樹を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者は、政令で定めるところにより、果樹園経営計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その果樹園経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 前項の果樹園経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農業経営の現状
- 二 農業経営の改善目標
- 三 前号の改善目標を達成するため採るべき措置に関する計画
- 四 その他農林水産省令で定める事項

(都道府県知事の認定)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その果樹園経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたすときは、当該果樹園経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

- 一 前条第二項第二号の改善目標が農林水産大臣の定める基準に適合すること。
- 二 前条第二項第三号の措置に関する計画が合理的な果樹園経営の基盤の確立を図るために必要かつ適当なものであること。
- 三 前二号に規定するもののほか、当該果樹園経営計画が果樹農業振興計画の内容に照らし適当と認められるものであること。
- 四 当該果樹園経営計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

(資金の貸付け)

第四条の二 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、果樹園経営計画につき前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の定めるところにより、当該認定に係る果樹園経営計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

第四章 果実の生産及び出荷の安定に関する措置

(生産出荷安定指針)

第四条の三 農林水産大臣は、特定果実（その需給が著しく均衡を失し、又は失するおそれがあり、かつ、その状態を改善するために一年を超える相当の期間を必要とすると見込まれる果樹の果実であつて政

令で定めるものをいう。以下同じ。)について、かつ、その需要の動向及び生産の状況からみて需給が著しく均衡を失すると見込まれる年について、特定果実の生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体(以下「特定果実生産者等」という。), 次条の規定により指定を受けた法人並びに同条第二号に規定する法人に対する特定果実の安定的な生産及び出荷を図るための指針(以下「生産出荷安定指針」という。)を定めるものとする。

2 生産出荷安定指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。

一 対象とする期間

二 特定果実の安定的な生産及び出荷の目標

三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的な事項

3 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、生産出荷安定指針の変更について準用する。

(法人の指定及び業務)

第四条の四 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実実施できると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を全国的に実施する者として指定することができる。

一 特定果実の安定的な生産及び出荷の促進並びに特定果実に係る果実製品(果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。)の保管に関する事業を行うこと。

二 一般社団法人又は一般財団法人であつて、特定果実の安定的な生産及び出荷を促進すること、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付することその他果実の生産及び出荷の安定に関する業務を都道府県の区域内において行うもの(以下「都道府県法人」という。)に対し、助言、指導その他の援助を行うこと。

三 果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業を行うこと。

四 その他果実の生産及び出荷の安定に関する事業を行うこと。

(業務実施規程の承認)

第四条の五 前条の規定による指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、同条第一号に掲げる業務を実施しようとするときは、対象とする特定果実の種類、実施時期、実施方法その他農林水産省令で定める事項を記載した業務実施規程を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の承認の申請に係る業務実施規程が生産出荷安定指針に適合すると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(事業計画の承認等)

40

第四条の六 指定法人は、毎事業年度開始前に（第四条の四の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、同条各号に掲げる業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度経過後三月以内に、第四条の四各号に掲げる業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

（監督等）

第四条の七 農林水産大臣は、第四条の四各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 農林水産大臣は、指定法人が第四条の四各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定法人に対し、その業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 農林水産大臣は、指定法人が前項の規定による命令に違反したときは、第四条の四の規定による指定を取り消すことができる。

（勧告）

第四条の八 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条の三第四項の規定により生産出荷安定指針が公表されている場合において、特定果実生産者等による特定果実の生産又は出荷が、指定法人が行う第四条の四第一号に掲げる業務又は都道府県法人が行う特定果実の安定的な生産及び出荷の促進に関する業務の円滑な実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該特定果実生産者等に対し、当該業務の実施に協力するよう必要な勧告をすることができる。

（外国産の果実等に関する措置）

第五条 政府は、外国産の果実又は果実製品の輸入によつて国内産の特定果実又は特定果実に係る果実製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあり、その結果、特定果実の生産又は出荷に重大な支障を与え又は与えるおそれがある場合において、特定果実又は特定果実に係る果実製品につき、第四条の三から前条までに規定する措置によつてはその事態を克服することが困難であると認められるときは、当該外国産の果実又は果実製品の輸入に関し必要な措置を講ずる等当該事態を克服するため相当と認められる措置を講ずるものとする。

第五章 雑則

（果実等の生産等の状況に関する情報の提供）

第六条 国及び都道府県は、果樹農業の健全な発展並びに果実の流通及び加工の合理化に資するため、果実及び果実製品の生産、集荷、貯蔵、販売等の状況を調査し、これらに関し必要な情報を提供するように努めるものとする。

（その他の援助措置）

84

第七条 国及び都道府県は、前条に規定する措置のほか、果樹園経営計画の作成及びその達成のために必要な助言及び指導、優良苗木の供給の円滑化のための援助、指定法人及び都道府県法人の業務の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助その他果樹農業の振興のために必要な援助を行うように努めるものとする。

（果樹農業振興基本方針等と果樹農業の振興に関する施策）

第七条の二 国及び都道府県は、果樹農業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国にあつては果樹農業振興基本方針、都道府県にあつては果樹農業振興計画に即してしなければならない。

（消費の拡大及び輸出の振興）

第七条の三 国は、果樹農業の健全な発展に資するため、果実及び果実製品の消費の拡大及び輸出の振興に関し必要な施策を積極的に行なうように努めるものとする。

（報告の徴収）

第八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、果実又は果実製品の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行なう者又はこれらの者の組織する法人から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告を徴することができる。

（権限の委任）

第九条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

第六章 罰則

第十条 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

果樹農業振興特別措置法施行令

(昭和三十六年五月二十七日政令第百四十五号)

最終改正：平成一二年六月七日政令第三一〇号

内閣は、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条第一項、第三条第一項第一号及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（果樹農業振興基本方針）

第一条 果樹農業振興特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の果樹農業振興基本方針は、おおむね五年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

（果樹農業振興基本方針等の対象果樹）

第二条 法第二条第二項の政令で定める果樹は、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアツプルとする。

（都道府県の果樹農業振興計画）

第三条 法第二条の三第一項の果樹農業振興計画は、第一条の目標年度までの期間につき定めるものとする。

（果樹園経営計画）

第四条 法第三条第一項の規定による果樹園経営計画の提出は、その作成者の住所地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。

（特定果実）

第五条 法第四条の三第一項の政令で定める果実は、うんしゅうみかんとする。

果樹農業振興基本方針

平成27年4月27日
農 林 水 産 省

目 次

第 1	果樹農業の振興に関する基本的な事項	… 1
1	果樹農業をめぐる状況と基本的考え方	… 1
(1)	果樹農業をめぐる状況	… 1
(2)	果実の需給構造	… 1
(3)	果樹農業の振興に向けた基本的考え方	… 2
2	消費面での対策の推進	… 4
(1)	消費構造等の変化に対応した施策の推進	… 4
(2)	対象を明確化した消費・需要拡大対策の推進	… 5
(3)	食育の一層の推進	… 6
(4)	果実加工品等を活用した新需要の創出	… 6
(5)	加工食品の原料原産地表示等の食品表示制度への適切な対応	… 7
3	生産面での対策の推進	… 7
(1)	果樹経営への発展に向けた対策の推進	… 7
(2)	新品種・新技術の開発・普及	… 13
(3)	最近の流通・消費事情に合った需給調整対策の円滑な推進	… 18
(4)	新たな分野の進出に向けた支援の推進(6次産業化への支援)	… 19
(5)	鳥獣被害対策、地球温暖化、病害虫への対応の一層の推進	… 20
4	輸出面での対策の推進	… 21
(1)	戦略的な輸出対策の推進	… 21
(2)	輸出の加速化に向けた環境整備の推進	… 22
第 2	果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標	… 23
第 3	栽培に適する自然的条件に関する基準	… 25
第 4	近代的な果樹園経営の基本的指標	… 27
第 5	果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項	… 30
1	果実の流通面における対策の推進	… 30
(1)	生産者による流通販売戦略の策定	… 30
(2)	バリューチェーンの構築の推進	… 30
(3)	果実流通の高度化の推進	… 31
2	果実の加工面における対策の推進	… 31
(1)	加工・業務用国産果実生産・流通方針の策定	… 31
(2)	加工原材料の安定確保の推進	… 32
(3)	果実加工分野への進出の推進	… 33
第 6	その他必要な事項	… 33
1	燃油等の資材価格の高騰に対応した取組の推進	… 33
2	東日本大震災の被災地における食品の信頼確保のための取組	… 34

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1 果樹農業をめぐる状況と基本的考え方

(1) 果樹農業をめぐる状況

我が国の果樹農業は、中山間傾斜地等の他の作物の栽培が容易でない地域も含め、地域ごとに特色ある経営を展開している。また、北海道から沖縄まで、多様な気候の下、東日本を中心としたりんご、西南暖地を中心としたかんきつ類を始め、地域の特性に応じて、多種類の果樹が栽培されている。

国内の果実生産量は、輸入果実の増大、食習慣の変化等を背景として、昭和54年の675万トン进行ピークとして減少に転じ、近年では300万トン前後で推移している。また、品目で見ると、うんしゅうみかんの生産量が大きく減少する一方で、その他の品目では、生産量が増加した品種もあり、品目・品種の多様化が進んでいる。

生産現場の現状を見ると、高齢化が進展する一方、次世代への承継が円滑に進んでいないことから、農地の荒廃が加速し、果樹の栽培面積も減少傾向で推移している。さらに、世界的な肥料需要の増加等により化学肥料等の農業資材費が上昇しており、燃油価格等の高騰による輸送費等の流通経費の上昇も懸念されることから、これらの経費の低減が緊要の課題とされる。

また、農産物は、一般的には食料という必需品であることから価格弾性値が低い品目とされるが、果実の消費は、菓子等との競合や消費者の収入の増減に左右されやすく、他品目への代替が可能な品目と見られているため、供給量が増加した場合には価格が大きく下落する一方で、供給量が減少した場合には価格への影響は少ないといった特性がある。このため、果樹農業全体で見れば、強力な産地間「連携」に基づく適正数量の安定供給が価格安定に有効と考えられる。

このように、果樹産地の生産基盤の脆弱化^{ぜい}が見られる中で、他産業に匹敵する所得を確保し、これを向上させ、広く農業・農村の所得向上にもつながる施策を、関係者が一体となって重層的に講じることにより、新たな果樹農業の振興を図ることが急務とされる。

(2) 果実の需給構造

果実の需給構造を見ると、国内需要のうち国産果実は約4割で、果汁等の加工品も含めた輸入果実は約6割となっている。また、国産果実はその約9

割が生鮮用果実として消費され、輸入果実はその約6割が果汁等の加工品として消費されている。さらに、果実需要の内訳を見ると、国産果実については、近年、生鮮果実の生産量が減少傾向で推移する一方で、輸入果実については、果汁等の加工品の輸入量が増加傾向で推移している。

このような中で、消費者が求める果物の価値は、世代によっても異なるが、①おいしさ・鮮度、②見栄え・形状、③安全・安心、④品質の安定性及び⑤安定供給が重要視され、更にこれらに次ぐものとして、⑥機能性及び⑦ブランド力が挙げられる。

今後、果樹農業の振興を図る上では、国内市場の縮小が見込まれる中で、簡便性や利便性等を求める消費者ニーズの高まりにどのように対応していくのかを検討する必要がある。例えば、高品質な国産生鮮果実のシェアの維持・拡大、国産果汁等の加工品の生産拡大等について、関係者が一体となって検討していく必要がある。

(3) 果樹農業の振興に向けた基本的考え方

ア 果樹農業の好循環と「連携」の強化

果実は、古くは万葉集に橘^{たちばな}、桃等が詠まれ、また、食後に食べる「水菓子」と呼ばれるなど、日本人から身近な食品として親しまれてきた歴史がある。また、栄養面でも各種ビタミン、ミネラル及び食物繊維の摂取源として重要な食品であり、健康の維持・増進に役立つ機能性関与成分も含まれている。

その一方で、果実は、米や野菜等と異なり、必ずしも食生活に欠かせない必需品としては位置付けられておらず、その消費は菓子等との競合や消費者の収入の増減に左右されやすいとされている。したがって、果樹農業の振興のためには、生産現場での課題を解決する視点だけでなく、果実をめぐる生産・流通・加工・販売・消費・輸出等の各分野を含む全体を見渡す視点で、それらの分野ごとに、消費者・実需者のニーズを意識した施策を集中的に講じていく必要がある。

果樹農業者が消費者・実需者のニーズに合った果実を生産し、消費者からそれが高く評価され、所得の向上をもたらす。さらに、規模拡大や次世代への承継が円滑に進み、一層の高品質果実の生産が可能になり、広く農業・農村の所得向上につながっていくという、所得向上に向けた果樹農業の好循環を形成するための施策を講じていく必要がある。

さらに、今後の果樹農業の振興においては、「連携」という視点を明確に

取り入れて推進する必要がある。すなわち、次に掲げるような「連携」に係る取組が必要であり、こうした「連携」という視点から新たな施策を講じていくことが重要である。

- (ア) ブランド化、規模拡大、労働力の確保等の産地が一体となって取り組む産地内の「連携」の強化
- (イ) 果実の消費・需要を拡大するための産地と消費地の「連携」の強化
- (ウ) 高品質果実を周年的に安定供給するための産地間競争から産地間「連携」への移行
- (エ) 生産・流通・加工・販売・消費・輸出等の各分野間の「連携」による、新たなバリューチェーン（付加価値網）やサプライチェーン（供給網）の構築

例えば、産地内の「連携」については、複数の品目を利用して長期間にわたって果実の生産・販売体制を構築していくことや、一定の品質基準に基づく高品質果実のブランド化、担い手の育成、作業受託組織の活用等の労働力確保に向けた取組を検討していく必要がある。

さらに、農地の荒廃の進展、鳥獣被害等により、園地の維持管理が難しくなる中で、園地集積に関する話合い、鳥獣被害対策の講習会、共同活動等の推進を検討する必要がある。

産地と消費地の「連携」については、食の簡便化を反映した消費が進む中で、高品質な生鮮果実のみならず、簡便性の高いカットフルーツ等の果実加工品の需要にどのように対応していくのか、また、需要と供給の食い違いを起こさずに果実の一層の需要拡大をどのように図っていくのか等について検討していく必要がある。

また、産地間競争から産地間「連携」への移行については、産地間競争の結果として供給過剰による価格下落を招くのではなく、産地間「連携」を通じた安定供給をどのように図っていくのかを検討する必要がある。また、輸出促進においても、各産地が個別に輸出に取り組むことによる共倒れを回避するため、産地間「連携」を通じて「ジャパン・ブランド」をどのように形成していくのか等について検討していく必要がある。

さらに、各分野間の「連携」については、各分野で生み出された果実やその加工品の価値・品質を消費者・実需者に伝えていくバリューチェーンを構築することが重要である。また、消費者・実需者の果実やその加工品に対する新たなニーズについて、生産者を始めとした関係者が受け止め、新たなサプライチェーンを構築することが重要である。

以上を踏まえ、果樹農業の好循環を形成し、新たな付加価値の創造につなげ、農業所得を向上させていくため、様々な「連携」を検討する必要がある。

イ 消費を的確に見据えた生産と産地側からの新需要創出の推進

果樹農業の好循環を形成するためには、消費・流通構造の変化に対応した生産を着実に行っていくことが重要である。そのためには、産地側は、幅広い消費者・実需者のニーズに対応した生産やきめ細かく多様な販路の確保を推進していく必要がある。

例えば、うんしゅうみかんについては、昭和54年産では350万トンの生産量があったが、平成25年産の生産量は90万トンにまで減少している。今後も人口減少や消費の多様化等により国内需要の縮小が見込まれる中で、「生産すれば買ってくれるはず」、「良いものは売れるはず」という意識から脱却し、産地側から新需要を創出していくことが重要である。

2 消費面での対策の推進

(1) 消費構造等の変化に対応した施策の推進

果物の摂取量は、生活様式や食生活の多様化、嗜好^{しこう}の変化、簡便化・小口化志向等が進展する中で、近年、横ばい傾向で推移している。また、1人当たりの1日摂取量の平均値は、117グラムにとどまっており、果物の摂取推進運動における目標量である200グラムには達しておらず、特に、20～40歳代の摂取量が少ない状況となっている。

消費・需要拡大対策に当たっては、平成13年度から「毎日くだもの200グラム運動」や「ファイブ・ア・デイ運動」における摂取目標量等の正しい知識の普及を図るなど、消費者への直接的な対策を中心に取り組んできた。今後は、特に、果物は嗜好品^{しこう}ではなく、適量を毎日の食生活に取り入れるべき必需品であるということについて、科学的見地から理解を広める必要がある。

さらに、若年層が皮を剥くといった手間のかかる生鮮果実よりもカットフルーツ等の果実加工品を好んでいること、コンビニエンスストアでの購入機会が増加していること等の流通・消費構造の変化を踏まえた、新たな消費・需要拡大対策を講じていく必要がある。

具体的には、食味や品目などに対する消費者の嗜好^{しこう}の変化を的確に把握し、利便性、値頃感等の消費者ニーズに即応できるサプライチェーンを構築する

という視点に立った施策を講じる必要がある。

例えば、コンビニエンスストアでの消費行動の特徴である少量で安価な商品の多頻度での購入に対応し、出荷規格の簡素化や生産の低コスト化により低価格・大量の出荷ができる体制を整備することや、地産地消を活用した地場産果実の学校給食への供給体制の整備、箱単位から小分け方式に変化している販売形態の現状を踏まえた出荷体制の見直し等に係る施策を講じる必要がある。

(2) 対象を明確化した消費・需要拡大対策の推進

果物を毎日の食生活に欠かせない品目として定着させるため、前述のとおり、平成13年度から「毎日くだもの200グラム運動」を展開してきたところである。しかしながら、1人当たりの1日摂取量は、依然として目標に達していない状況にあることから、本運動については、これまでの取組成果及び課題を整理・分析し、生産・流通・加工・販売・消費の各分野間の「連携」の視点から、さらなる運動を展開していくこととする。

例えば、りんごについて、食べる機会が減った理由として価格、皮を剥く手間等を挙げる消費者がいることを踏まえ、産地における低コストでの加工専用りんごの生産技術やカット設備の導入、流通・販売におけるカットりんごの取扱いや自動販売機による提供等を一体的に推進する必要がある。

また、西洋なし、キウイフルーツ等の追熟させる果実については、流通段階で適熟となるための加工を行い、食べ頃に学校給食や量販店での販売用に供給することにより消費意欲を高める取組を推進する必要がある。

さらに、科学的知見に基づく果実の健康への有益性を検証するため、医療関係の有識者等との「連携」という視点から、意見交換を通じた新たなネットワークの構築を図り、消費者への効果的な訴求手法を健康面から検討することが重要である。

今後の消費・需要の拡大に当たっては、産地側の対応と消費者・実需者のニーズのギャップを検証した上で、対象を明確化した対策を講じる必要がある。例えば、他の世代と比較して果実の摂取量が少ない働く世代を対象とした取組としては、仕事の合間に職場でうんしゅうみかん、りんご等を食べることや、社員食堂の食材やデザートメニューとして生鮮果実を提供すること等の取組により、習慣的に果実を摂取することを促進するとともに、産地間で連携し、果実を職場、社員食堂等に周年的に供給できる体制の整備を図る必要がある。

(3) 食育の一層の推進

家庭での食事、学校給食等で果物を摂取し、生涯にわたる食習慣として定着させることは、健康的な生活を維持する上でも重要であることから、幼少期から果物の食べ方を身に付ける機会を作り、食生活に取り入れやすい環境を整備するなど、各世代の特性に応じた食育の取組が必要となっている。ある産地では、栄養教諭のアンケートを基に、児童の評判が良かった地場産のかきを産地や民間企業が連携してカットフルーツに加工し、学校給食に導入する取組が見られるようになっている。

今後も、関係省庁、栄養士、栄養教諭等の関係者と連携し、学校給食を有効活用した食育を推進するとともに、消費者の果樹農業への理解促進につながる取組を推進することが重要である。例えば、産地における未就学児童や小学生を対象とした農業体験、家庭内での食育を推進するための保護者を対象として果実の総合的な良さ等に係る知識の普及等の幅広い食育の取組を推進する必要がある。

特に、今後は、小学校を中心とした出前授業等の取組に加え、中学生以上を対象とした食育においても、科学的知見に基づく果実の健康への有益性に係る情報提供を関係機関が連携して行うこと等により、日常的な果実摂取につながる啓発活動を推進することが重要である。

また、機能性関与成分については、サプリメント等の補助的な食品に頼らず、生鮮果実を取り入れたバランスの良い食生活を実践することの重要性を併せて啓発する必要がある。

(4) 果実加工品等を活用した新需要の創出

果物の消費・需要拡大においては、消費者、生産者、食品事業者、試験研究機関等が連携し、果実加工品等を活用した新需要を創出することが重要である。例えば、褐変しにくいりんごの品種を開発・育成し、カットリんご、シャーベット、ジュース、離乳食等の用に供することで、加工・業務用への新需要を創出する動きが見られる。

今後も、地域の特産果実を使用した洋菓子、濃縮還元ではないストレート果汁等の関連商品を増やすなど、加工品需要に応じた商品開発を推進するとともに供給体制の整備を図る必要がある。特に、新たな果物に対する需要として、ホテル・レストラン等の外食産業や学校給食等の集団給食における生鮮果実等の利用拡大が期待されていることから、ニーズの把握等を的確に行う必要がある。

また、世代別のニーズに合わせた果実加工品等を開発し、提供方法を普及

させるための支援を図ることも重要である。例えば、若年層のニーズに対応した果実加工品等の提供に関して、①コンビニエンスストアや量販店におけるカットフルーツや食べきりパック、丸かじりりんご、②酵素剥皮技術を応用した皮を剥かずに食べられるかんきつ類を使ったデザートといった買いやすさや食べやすさを重視した商品の開発や、③自動販売機での生鮮果実の販売の実証等に対する支援が挙げられる。

さらに、高齢者層については、各世代の中で最も多く果物を消費する世代であり、今後も中核となる購買層であることから、その特徴に配慮した食べやすい形状、量及びサイズに加え、持ち運びや開封のしやすい容器包装を含め、新商品の開発を進めるとともに、商品を選択しやすいよう、品種の特徴、機能性関与成分等の情報を分かりやすく提供する必要がある。

(5) 加工食品の原料原産地表示等の食品表示制度への適切な対応

果実加工品の原料原産地表示は、消費者の商品選択に資する情報提供の取組として重要である。近年、消費者は国産品を選好する傾向を強めていることから、果実加工品においても、こうした消費者の意向に的確に応えられるよう、食品事業者等における実行可能性を確保しつつ、原料原産地表示の拡大に向けた検討を行う必要がある。

生鮮果実等に係る機能性関与成分の表示は、果物の新需要創出に向けた取組としても重要であり、消費者に強くアピールできる有効な手法になり得ることから、例えば、健康の維持・増進に係る成分の研究が進んでいるうんしゅみかんのβ-クリプトキサンチンについては、新たな機能性表示制度の活用を強力に推進することとする。

また、りんごのプロシアニジン等の他の品目・成分においても新たな機能性表示制度の活用が図られるよう、機能性に関する科学的根拠・情報等の蓄積、成分の定量方法の標準化等の取組を、試験研究機関等の関係機関が連携して推進する必要がある。

なお、果物の健康への有益性を機能性関与成分の表示により訴求する際には、消費者の意識が生鮮果実よりも手軽なサプリメント等に偏重することのないよう留意し、適切に情報提供を行う必要がある。

3 生産面での対策の推進

(1) 果樹経営の発展に向けた対策の推進

ア 農業経営モデルの策定及び普及の推進

今後の果樹農業を振興していく上では、行政機関はもとより、生産者、生産出荷団体等の関係者が、将来の農業経営モデルを共通的に認識することが重要である。その上で、産地ごとの多様な自然条件及び園地条件を踏まえつつ、そのモデルに倣った果樹経営が実現できるよう、重層的に施策を講じていく必要がある。

このため、国は、食料・農業・農村基本計画とともに示される農業経営モデル及び本基本方針第4の果樹園経営の指標により、今後の果樹農業の好循環を形成し、果樹農業者の所得向上を実現できる新たな農業経営モデルを示している。

新たな農業経営モデルは、消費者・実需者のニーズが高い優良品目・品種の栽培及び先進的な技術等の活用（うんしゅうみかんの「マルチドリップかんがい方式」^(注1)、りんごの「新わい化栽培」^(注2)等の新たな栽培管理技術を活用した取組、マルチシート被覆等を要件として指定された園地で栽培管理した高品質なみかんをブランドみかんとして出荷する取組、土壌診断に基づく施肥設計の見直し等による肥料費削減の取組等）を中心として、更に必要に応じて果実加工品の製造、直売所やインターネットを通じた販売等の6次産業化の取組を組み合わせたものである。

果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第1項に基づき、都道府県が本基本方針に即して果樹農業振興計画を定めるときは、新たな農業経営モデルを踏まえ、地域の特性を加味して取り組むべき新品種・新技術の開発、6次産業化、ブランド化等に係る方針を含むことが望ましい。

また、新たな農業経営モデルを踏まえ、国は、「果樹産地構造改革計画」（以下「産地計画」という。）の策定に係る方針を示した「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）を見直し、同通知の第5の協議会（産地をカバーする生産出荷団体、市町村、生産者の代表者、普及組織、農業委員会、農業共済組合等により組織する協議会をいう。以下「産地協議会」という。）が、従来より定めている振興品種のみならず、導入すべき新品種・新技術、6次産業化の取組、ブランド化戦略等を盛り込んだ新たな産地計画を策定することを促進することとする。なお、平成27年度以降、国が行う改植支援等の果樹経営支援対策事業においては、原則として、新たな産地計画を策定した産地のみを対象とすることとされている。

注1：マルチドリップかんがい方式

地表面をマルチシート（被覆資材）で全面被覆するとともに、点滴かん水を行い、高糖度のかんきつ類を安定的に栽培する技術。

注2：新しい化栽培

わい性台木を用い、多くの側枝を発生させた苗木（フェザー苗）を列間3.5～4 mの間隔で並木状に密植することで省力化、早期多収化が可能となる技術。

イ 果樹経営のキャリア展望の策定及びその普及の推進

果樹農業の経営者については、その数が平成17年からの5年間で1割程度減少するとともに、60歳以上の者がその7割を占めていることから、若い担い手の育成・確保が急務の課題とされている。

一方、若い就農希望者からは、「就農しても、将来、安定した生活ができるのか不安である」、「永年性作物である果樹の栽培については専門技術の習得に長い年月を要するので、果樹経営と人生設計をどのように考えていけばいいかわからない」、「他産業並みの所得が得られるのか疑問である」、「担い手の農業経営モデルが示されても、どうやってそこまでステップアップしていくのかかわからない」等の不安の声が多く聞かれる。

こうした不安を少しでも払拭するため、国は、新たに、若い就農希望者が安心して就農するためのロードマップとして、「果樹経営キャリアプラン（仮称）」を策定することとし、就農から担い手に至るまでのステップごとに、施策を有効に活用した場合に実現可能となる農業経営モデルを示す。

産地にあっては、国が示す「果樹経営キャリアプラン（仮称）」に即して、産地の実情にあった「産地キャリアプラン（仮称）」を作成し、産地ごとに担い手の確保に向けた対策を加速化することが期待される。

ウ 次世代への承継に関する対策の推進

新規自営就農者（家業として農業を継いだ者をいう。）が就農した経営体の割合を経営類型ごとに見ると、果樹類（11%）は稲作（62%）に次いでその割合が大きい。その一方で、60歳以上が7割を占めるなど、世代間のバランスを欠いた状況にあることから、青年層の新規就農者について所得の確保、技術の習得等に係る支援を行う必要がある。

さらに、果樹農業に取り組むためには、整枝・せん定等の栽培管理技術や、高品質果実を生産するための新品種の栽培管理等に係る専門技術の習

得が必要である。そのため、新規就農後に、独立して経営安定を図りながら、規模拡大が可能となるまで、受入農家に加えて試験研究機関や普及組織の全面的なバックアップにより、研修プログラムに沿って新規就農者が段階的に技術習得できる仕組みの構築等を推進する。

また、果樹農業は、水稻農業等の土地利用型農業とは異なり、優良品目・品種が植栽され、省力化のための基盤整備がなされた園地があることが経営安定の前提条件である。今後、次世代への承継が円滑に推進されるには、新規就農者が即座に基盤整備された園地で就農できるようにすることが重要である。

このため、新規就農者を対象として、農地中間管理機構を活用した園地集積を加速的に進めることとし、新規就農者が改植後の未収益期間を経ず円滑に就農できるよう、園地の確保について、産地協議会が農地中間管理機構等との調整や情報提供を行う取組を推進する。

今後の優良品目・品種への転換を図るための改植支援等においては、次世代への承継が円滑になされるよう、果樹産地において上記の取組を行いつつ、産地計画に即した計画的な改植や園地整備等を推進することにより、ソフト・ハード両面の支援が相まって新規就農者が果樹農業に参入しやすくなるための受皿づくりを進める。

次世代への承継や担い手の確保対策においては、作業の共同化への要請が強く、作業の受委託を調整する体制の構築や作業委託先の設置が急務とされる。例えば、先進的事例として、市町村での研修を終えた者や県立農業大学の卒業生等を構成員とする作業受託を行う組織を設置する動きが見られ、今後は、これらの組織づくりへの支援も必要とされる。

エ 園地集積・規模拡大対策の推進

果樹の主業農家を樹園地規模別に見ると、7万4千戸の主業農家のうち栽培面積が2ha以上の農家は全体の15%にとどまっている一方で、1ha未満の小規模農家が依然として多く、約60%を占めていることから、今後、一層の規模拡大を進め、高い収益力を確保することが急務の課題となっている。

このため、園地集積については、農地中間管理機構を活用した一層の推進を図るとともに、園地が傾斜地に点在することが多く、面的な集積が困難な果樹の特性に対応できるよう、産地協議会が農地中間管理機構等と連携しながら、効率的に園地集積を推進する新たな仕組みの構築を図る。

また、園地集積の推進と併せて、優良品目・品種への改植を推進する必要があるため、園地集積と改植を組み合わせた取組を進めるための動機付けになるよう、農地中間管理機構を果樹経営支援対策事業の事業実施者と位置付け、出し手の園地で優良品目・品種への転換を行った上で、受け手となる担い手がこれを円滑に利用し、規模拡大が図られる仕組みを構築する。

さらに、改植支援の実施に際しては、大規模な次世代型の果実生産体制を構築する観点からも、大規模園地整備事業と連携した対策が必要である。その動機付けとなるよう、国営や県営の大規模園地整備事業を産地計画にも反映させながら実施する場合、まとまった規模の改植支援や複数年度にわたる支援を検討することとしている。

このほか、先進的事例等を参考にしながら、①園地のあっせんルールの明確化、②園地評価の仕組みの構築、③借地での改植や園地基盤整備を行う場合のルールの確立、④農地の荒廃の恐れがあると見られる園地の一時的な管理手法の整備等の果樹特有の課題に対応した園地集積の推進方策を産地内で検討していくことが重要である。

規模拡大が実現した場合、必要な労働力の増大が問題となるため、大きな労働力を要する作業を簡略化できるよう、今後、樹形の単純化等の新たな技術開発も必要である。

オ 労働力の確保に向けた対策の推進

果樹農業における労働は、整枝・せん定や摘花・摘果等の高度な技術が必要な作業が多いほか、収穫・調製等の機械化が困難な作業があり、稲作等に比較すると、10a当たりの労働時間が長いことが特徴である。

今後、果樹農業者の高齢化が進展することや、若い担い手の規模拡大を推進していく上でも、機械化の困難な収穫・調製等のための労働力の確保が重要となっている。労働力の確保については、産地のみで解決すべき課題とするのではなく、地域の基幹産業としての果樹農業の維持を図る点からも、都道府県、市町村及び産地が一体となって推進していく課題として位置付ける必要がある。

例えば、県、市町村及び産地が一体となって、①作業委託希望者名簿の作成、②作業支援者名簿の作成、③調整オペレーターの設置による両者の調整・あっせん、④将来的に作業受託を行う雇用型経営体の創設等の産地におけるいわゆる「産地労力支援システム」の構築が急務である。

また、労働力の確保に関し、先進的に産地で実施され、効果が現れつつあるものとして、次のような事例が見られており、今後、これらの活動の状況を精査しつつ、全国的な展開を図る必要がある。

- (ア) かんきつ産地において、農作業利用組合を設立し、摘果、収穫等の作業を主体的に実施できる支援者を年間雇用して受入農家に派遣する。
- (イ) かんきつ産地において、園地に出向いて作業する人材を農協が臨時職員として雇用し、日程調整、派遣等を行い、労働力不足の果樹農業者を支援する。
- (ウ) かんきつ産地において、収穫作業を手伝う、いわゆる援農ボランティアを都市部を中心に募集し、作業研修や派遣に関する調整・あっせんを行う。
- (エ) おうとう産地において、労働力不足の園地を農協が賃借し、農協職員が栽培管理を行うとともに、研修生を募集して修了後に当該園地をあっせんする。
- (オ) もも産地において、定年退職者が中心となってNPOを設立し、摘果、防除、収穫等の作業を果樹農業者から受託して会員が分担実施する。

加えて、こうした取組を補完するため、各産地が実施するインターネット等を通じた人材募集や、全国的に、又は都道府県単位で人材を融通する体制の構築等を推進するとともに、防除作業の共同化や栽培管理の外部委託化により作業の分業化が進むよう、防除や堆肥投入等の作業の受託組織で作業機械を操作するオペレーターの名簿の作成や、果樹の生育ステージに沿って計画的に人材派遣を行う取組を推進する。

また、熟練技術を有しない者でも容易に作業ができるよう、「樹体ジョイント仕立て」^(注)のような栽培管理の単純化が可能となる技術の開発・普及を推進する。

注：樹体ジョイント仕立て

複数樹の主枝を接ぎ木連結し、直線状の集合樹に仕立てることで、整枝・せん定作業等を容易化する技術。

カ 荒廃農地対策の推進

果樹は、他の作物の栽培が困難な中山間地域での栽培が多く、このような地域を中心に形成された主産地では、果樹が農業産出額の多くを占める基幹的作物と位置付けられている。

一方、農業経営者の高齢化の進展等により、果樹農業においても中山間地域を中心に園地の荒廃が進展しており、平成22年には、約1万8千haの

樹園地が耕作放棄地となっている。樹園地が荒廃したまま放置されると、果樹農業という地域産業の衰退につながるだけでなく、野生鳥獣の餌場や隠れ場所にもなり、鳥獣被害の増加の要因にもなっている。

このため、産地にあっては、規模の拡大を志向する農家と規模の縮小を考える農家の把握・あっせんや、荒廃又は管理不足となっている園地の把握・巡回等、荒廃が始まった園地のための管理主体の確保及び適切な管理作業を推進する。

特に、先進的事例として見られるように、農地の荒廃が見込まれる園地の管理を行うため、せん定・収穫作業の研修を受けた人等で構成される組織の設立等を進めることが重要とされる。

また、最近の先進的事例を踏まえて、園地を生食用果実の生産から省力化が可能な加工原材料の生産に転換し、新たな付加価値をつけた6次産業化を推進することで、農地の荒廃防止にもつなげるといった手法を普及する必要がある。

さらに、農地荒廃の恐れがある園地を対象として、整枝・せん定の簡素化といった加工専用園地向けの栽培管理技術の実証を行うことで、加工専用園地への転換により農地荒廃を未然に防止する取組を推進する。

キ 果樹共済等のセーフティネット措置の推進

農業者の経営安定を図る観点から、セーフティネット措置として、気象災害による減収を補填する果樹共済について、農業者に対し果樹共済の補償内容等の周知を徹底するとともに、被害実態に応じた共済掛金率を設定する危険段階別共済掛金率のより一層の活用等を通じて、果樹共済の加入推進を図る。

また、果樹を含む農業経営全体の収入に着目した収入保険制度の導入について、制度の法制化に向け、検討を進めるとともに、収入保険の検討と併せて、農業災害補償制度の在り方について検討する。

さらに、自然災害等の一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の融資を行う農林漁業セーフティネット資金について周知徹底を図る。

(2) 新品種・新技術の開発・普及

果樹農業の生産基盤が脆弱化^{ぜい}する中で、果樹農業の所得向上に向けた好循環を形成するためには、新品種・新技術等の開発・普及を通じた技術革新が必要不可欠である。

例えば、果樹の新品種について、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所が育成したぶどうの新品種である「シャインマスカット」は、種なしで皮ごと食べられる手軽さと優れた食味が特徴であり、消費者や市場から高い評価を得ている。そのため、全国のぶどう産地で積極的な導入が進められており、栽培面積は平成18年の品種登録から6年間で463haにまで増加し、既存品種に比べて高値で取引され、ぶどう農家の経営の好循環に貢献している。

また、果樹栽培の新技术について、長野県が開発した「新わい化栽培」は、改植後2年目から収穫が始まり、5年目には慣行栽培の2～3倍となる4～4.5 t/10 a 程度の収穫が可能となるほか、作業時間は慣行栽培よりも2割程度の減少となるため、大幅な作業労力の軽減が図られており、りんご農家の経営の好循環に貢献している。

今後も、国、都道府県等の行政機関はもとより、試験研究機関、生産出荷団体、生産者のほか、流通関係者、加工関係者、量販店等の様々な関係者が緊密に連携して、新品種・新技术の開発が加速化されやすい体制を構築し、生産者に円滑に普及される環境を整備する必要がある。

ア 優良品目・品種への転換の推進

果樹産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者ニーズに対応した優良品目・品種への転換や高品質化を加速させるため、平成19年度から実施してきた改植等に対する支援（果樹経営支援対策事業）に加え、平成23年度からは、未収益期間における苗木の養成経費に対する支援（果樹未収益期間支援事業）を講じてきたところである。

これらの事業は、平成26年度で終期を迎えたが、同事業を通じて高品質果実が安定供給される産地が育成・確保されるなどの成果を挙げており、生産現場からは、果樹対策の基幹事業と位置付けられるとの声が強く、平成27年度以降も引き続き実施することとしている。

果樹経営支援対策事業の改植支援においては、運用の見直しにより、落葉果樹等の改植支援の定額化、同一品種の改植、新植支援等の充実・強化を図ることとし、具体的には、かんきつ類・りんご以外の主要落葉果樹等の改植についても定額で支援するとともに、同一品種の優良系統（例えば、りんご「ふじ」の着色系統、しらぬひ（デコポン）の弱毒ウイルス接種系統）を改植支援の対象に追加するほか、産地が特に規模拡大を志向する新品種の新植を一定の要件の下で支援する。

改植支援については、台風、大雪等の自然災害により倒木や枝折れ等の被害を受けた果樹園の復旧支援策としても機能していることから、被害果

樹については同一品種の改植を可能とするなど、産地の実情に応じた運用により、速やかな果樹産地の再生を支援する。

また、新品種の母樹管理から苗木の生産・販売に至る優良種苗の安定供給体制を整備することとし、苗木生産に必要な穂木の配布用母樹の育成・維持体制の整備に対する支援や未収益期間を短縮できる大苗育苗に対する支援等を行う。

さらに、改植支援と併せて、引き続き、生産性向上に向けた小規模園地整備（園内道整備、園地傾斜緩和、土壌土層の改良、かん水施設の設置、モノレールの設置等）を行う。

なお、園地整備においては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センターにより、傾斜地の園地等において効率的に園内道路やモノレール等の路線配置を可能とする設計システム等が開発されたところであり、これらの利活用を推進する。

落葉果樹では、他品種の花粉を受粉しないと結実しない自家不和合性の性質を持つ品目が多いため、受粉樹や雄木を一定割合で植えるなどにより花粉の確保を図っている。しかしながら、担い手不足が続く中で産地内で花粉を十分に確保できず、一部の産地では輸入花粉に依存せざるを得ない状態となっている。

輸入花粉については、輸出国の天候不順、病害発生等により輸入量が変動しやすいが、年に一回しか開花しない果樹の特性上、大幅に輸入量が減少する事態となっても他産地からの速やかな確保は困難である。

このため、花粉の安定確保が図られるよう、果樹農業者においても受粉樹や雄木の新植・改植により花粉の確保に努めるとともに、農業者団体等が専用園地を設置して花粉採取を円滑に行える環境を整備する。

新品種の育成については、果樹は永年性作物であり、その育種に長期間を要することから、あらかじめ、長期的展望に立った育種目標や開発計画を策定することが重要である。また、近年の果実の販売戦略においては、品種特性や品種名をアピールする傾向が強くなっており、各試験研究機関では新品種の育成が加速している。今後は、類似品種の育成、これに投じる研究資源・労力の重複及び育種の効率性の低さを是正するための仕組みづくりが必要である。

このため、加工業者等の実需者、流通関係者、生産者、生産出荷団体、行政機関、普及組織、試験研究機関等からなる協議会を創設し、品種の開発・普及や改植等の成果目標を設定し、役割分担を決めて加速的に優良品種への転換を行う環境整備を図ることで、品種開発の目標とする特質・特性について共通認識を形成するとともに、産地と実需者の仲介及び栽培技

術の確立・普及を推進する。

イ 新技術の開発・普及の推進

高い専門技術を要する果樹農業の特性を踏まえ、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所、各都道府県の農業大学校等において、せん定等の栽培管理技術を習得できる農業技術研修等を実施している。今後も果樹農家の後継者や新規就農者の多くがこれらの研修を活用できるよう、このような農業技術研修等について周知徹底を図るとともに、将来的には受講人数の拡大等を図る。

また、全国の担い手の間で技術面及び経営面の課題や対応策について情報共有し、解決策等を協議するためのネットワークを整備することとし、品目ごと、世代ごと等の様々な切り口から果樹に係る技術、経営、行政施策等に係る情報を共有し、一堂に会して意見交換できるような取組を推進する。

最近は、「マルチドリップかんがい方式」、「樹体ジョイント仕立て」等の様々な新技術が開発されているが、これらの新技術を、普及組織等を活用し、広範囲にスピード感を持って普及できるシステムを整備することが急務となっている。

このため、国、都道府県、市町村、生産者、生産出荷団体、普及組織、研究機関等が一体となった協議会を開催し、永年性作物である果樹の特性を踏まえた新たな普及活動について検討する。

ロボット技術、ICT（情報通信技術）等の先端技術を活用したスマート農業については、労働時間の短縮化、作業の軽労化、新規就農者等の経験の少ない者でも作業可能な環境の整備等が期待される。果樹農業におけるスマート農業の普及を促進するためには、農業者の経営判断に資する観点からICTの導入実証等を通じて経済的効果を具体的に示すことが有効であるが、異分野の民間企業が実証を行うための果樹産地を見付けることには困難が伴う。

このため、開発メーカーがスマート農業の実証・普及を行う際に、実証に取り組もうとする果樹産地の募集、開発メーカーと果樹産地のマッチング等の新技術の円滑な導入に向けた取組を推進する。

また、農業者の急速な高齢化を踏まえ、軽労化等の観点から期待される農業用アシストスーツ（人力作業を補助する装着型の機械をいう。）等については、その研究開発・実証普及を加速させる。今後も、担い手不足に対応するため、雇用労力を必要としないロボット化・自動化の研究を一層推

進するとともに、作業動線の単純化等のロボットが作業しやすい環境の整備についての研究を推進する。

ウ ブランド化の一層の推進

果樹農業の好循環を形成するには、高品質果実の生産を維持してブランドを確立することが重要である。さらに、このブランド化された果実を呼び水にして、消費の裾野を広げる値頃感のある果実を販売し、産地全体の販売金額を維持・拡充させることが必要である。

また、果樹は結果樹齢に達するまでの期間が長い永年性作物であるため、ブランド化を進める上では、果樹をめぐる中長期的動向を見据え、丁寧なブランド化戦略を策定することが重要である。

このため、各産地においては、関係者と連携したブランド化戦略の策定を円滑に推進できるような環境を整備する必要があることから、産地計画において具体的なブランド化戦略の推進方策を明記し、これに沿ったブランドの構築を図ることが望ましい。また、特定の品種を産地の独自品種として位置付け、生産者を限定することでブランド化し、有利販売を行う事例がある一方、産地や生産者を限定するのではなく、全国の各産地で主力品種として位置付けて共通のブランドとし、全国的な出荷量を増やす事例等もあることから、品種の栽培特性や消費者ニーズに応じて、ブランド化を行っていくことが重要である。

この際、食品分野に限らず、工業・服飾等の他分野のブランド化戦略を分析し、ブランドの構築に向けた検討を行うことも重要である。

なお、産地計画の策定においては、将来的に、農協等の生産出荷団体が新たな販路を確保した上で果樹農業者から果実を買い取るといった出荷形態を推進することで、果樹農業者の所得向上を図ることについても、十分に検討することが望ましい。

さらに、最近の消費・流通構造の変化に対応した高品質果実の安定供給を図るためには、産地間競争よりも、産地間「連携」を強化する必要がある。これにより全ての産地の収益力が強化され、果樹農業の好循環が形成されるようなブランド化戦略の策定が重要である。このため、新たな産地間「連携」により、新たなブランドを育成するために必要な施策を推進することとし、デコポンのような共通ブランドを各産地が長期間にわたって供給する仕組みを検討する。

また、ブランドの戦略的な保護・活用を図るため、ブランド名の商標登録の促進や、新たに導入される地理的表示保護制度の活用のために必要な支援を行う。特に、地域で育まれた伝統を有し、品質や社会的評価等の特

性が産地と結び付いているものについては、その名称と品質等の基準について登録を受けることにより他の産品と差別化することが可能となる地理的表示保護制度への申請を推進する。

果樹産地においては、およそ20年前からカラーグレーダー（色彩選別機）を装備した選果ライン、こん包施設等を導入した大規模流通方式が採用され、集出荷施設が整備されてきた。最近、これらの集出荷施設の老朽化が進展する中で、現行の出荷体制では多様なこん包様式が求められる現在の消費・流通構造の変化に対応し切れていないため、高糖度等の特性のある高品質果実を求める消費者・実需者のニーズに的確に対応できる、より高度な選別機能の必要性が高くなっている。

加えて、ブランド化戦略の実現に向け、産地の集出荷・流通体制の再編整備が図られるよう、出荷・流通面で非効率と認められる小規模な集出荷施設等の整理統合を促進するとともに、糖度・酸度等の内部品質や傷を検査できる光センサーを用いた選果機能を有する集出荷体制の整備を図る。

（3）最近の流通・消費事情に合った需給調整対策の円滑な推進

果樹には依然としておもて年・うら年があり、生産年により需給バランスが大きく変化する可能性があることや、最近の異常気象を始めとする気象状況の変化が産地ごとの果実の生育速度に影響を及ぼすことにより、短期的な出荷集中を誘発して販売環境に悪影響を及ぼし、販売価格の下落につながることもある。

また、最近の需給状況を見ると、うんしゅうみかんについては、おもて年・うら年の生産量の較差が小さくなっているにもかかわらず、長雨等の気象状況により品質低下が起きるなどした場合には、需給のアンバランスによる価格低下ではなく、品質面で市場評価が低下し、価格の低迷をもたらす事態が見られるようになっている。

このため、今後も、生産量が多い主要果実であるうんしゅうみかん及びりんごについては、引き続き、生産者団体が中心となった計画生産・出荷を主な内容とする需給安定措置を適切に実施する。特に、今後の需給調整においては、安定的な価格が形成・維持できるよう、各産地は産地間「連携」の重要性を十分に認識して、適切に対応することが重要である。

さらに、産地間競争から産地間「連携」への円滑な移行による需給調整が推進されるよう、生産出荷団体が作成する全国生産出荷目標に即した計画生産・出荷の取組において、出荷時期に出荷量の大幅な増減が見込まれる場合

には、出荷量の産地間調整を行い、その平準化を図るなどの対応を適切に実施する必要がある。

計画生産・出荷の取組を行ってもなお一時的な出荷集中がある場合は、生食用の販売価格の安定を図るため、加工原料相場や加工業者の経営に悪影響を及ぼさない範囲で、生食用果実を加工用途に仕向ける措置を講じる。なお、今後、当該措置を実施するタイミングや実施を判断する基準等については、関係機関等との協議の上、最近の消費・価格動向を踏まえて定めることとしている。

また、おもて年かうら年かにかかわらず、構造的に供給量の多いうんしゅうみかんの極早生品種については、産地間「連携」を前提として、適正な生産量への誘導及び中晩かん等の優良品目・品種への転換を加速的に推進するとともに、一定水準以上の品質の確保が困難と認められる園地については、改植のほか、廃園等も視野に入れた園地整備等も推進する。

うんしゅうみかん及びりんご以外の品目については、産地関係者は、果実の生育状況を把握しつつ、需要に見合った生産・出荷が行われ、出荷集中が発生しないように取り組むことが重要である。特に、近年、9月から10月までにかけて多くの果実の出荷が集中し、流通在庫の増加を招き、価格が低落する傾向が見られるため、この期間においては、産地関係者間の「連携」を強化し、情報交換を緊密に行うこととする。

収穫時期が一年に一回しかない果樹の場合、ひょう害、台風被害等の影響は農業者の経営に大きな打撃を与えることから、引き続き、傷の発生により商品価値が低下した果実の加工仕向け対策等の農業者の所得確保対策を機動的に実施するとともに、多くの原料を受け入れ、加工品在庫が増加した加工業者に対しては、その経営安定を図るための支援を行う。

(4) 新たな分野の進出に向けた支援の推進（6次産業化への支援）

農業者の所得減少や担い手不足の深刻化等により農村の活力が低下する中、農村に期待される役割を確保するためには、その活力の再生に向け、農業者等による農業及び関連産業の総合化によりその所得を確保する必要がある。このようなことから、自らの生産に係る農産物の加工、消費者への直接販売、実需者との契約取引、農家レストラン等に主体的に進出し、経営を多角化・高度化する取組を推進することが重要である。

とりわけ、農業生産法人を中心とした果樹農業者にあつては、果実の特性を活かして、果実の生産・出荷のほか、果実のもぎ取り、ストレートジュ-

スやジャム等の果実加工品の製造・販売、樹のオーナー制度やグリーンツーリズム等を通じて経営の多角化を図り、収益性を高める取組が増えつつある。

このため、果樹農業者が主体となっていく6次産業化の取組に対し、農林漁業成長産業化ファンドを通じた出資等による支援その他の経営支援を一体的に実施する。また、6次産業化の具体的な事業構想等の専門的な知見を持つ6次産業化プランナーによるアドバイスや、新技術の実証、新商品の開発等の取組への支援に加え、農業者が6次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備や、地域ぐるみで6次産業化を行う場合に新商品の開発等に必要となる加工機械等の整備に対して支援を行う。

(5) 鳥獣被害対策、地球温暖化、病虫害への対応の一層の推進

中山間地域での栽培が多い果樹については、野生鳥獣の生息地域と接することも多く、農作物全体の被害金額199億円（平成25年度）の約2割に相当する42億円が果樹への被害とされており、品目別では野菜、水稻に次いで、被害金額が多くなっている。果樹に被害を及ぼしている鳥獣種としては、イノシシ、カラス、サル、シカ、ムクドリ、ハクビシン等が報告されている。

このような中で、関係府省が連携し、行政、生産者団体、現場等の関係者が一体となって、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づき、被害の実績を踏まえて市町村が策定した被害防止計画により、鳥獣被害対策実施隊を核として、鳥獣種の特性に応じた対策を着実に実施することとする。

また、地球温暖化が進行する中、果樹についても、高温等の影響で、うんしゅうみかんの浮皮、りんご・ぶどうの着色障害等が発生している。このため、従前から地球温暖化の影響や適応策等をまとめた「地球温暖化影響調査レポート」を取りまとめ、これを都道府県に提示して、対策の普及を図っている。

地球温暖化に伴う高温障害の発生については、果樹は品目転換に時間を要することから、これらの発生頻度が高まれば、今後の果樹農業への影響が懸念される。このため、地球温暖化適応策として、浮皮、日焼け等の果実の障害の発生を抑えるカルシウム剤や遮光資材の利用を推進するとともに、今後、高温等による果実の障害発生等に対応できる作柄安定技術の開発・普及の推進や改植支援の活用により、高温でも着色しやすい品種の導入や、りんごの黄色系品種の普及を進める。

さらに、地球温暖化防止策の一環として、温室効果ガスの排出抑制の観点から、土壌診断結果及び減肥基準を考慮した減肥栽培等による施肥低減の取

組を推進する。また、温室効果ガスの吸収源としての機能を向上していくため、たい肥の施用、草生栽培等による園地の適切な土壌管理を推進するとともに、省エネルギー型の加温設備等の導入により燃油使用量の削減を図り、加温設備における燃油燃焼に由来する温室効果ガスの排出量を削減する。

果樹の病害虫は、果樹生産に重大な被害を与える恐れがあることから、国や都道府県から発出される病害虫発生予察情報等を活用し、適時適切な防除に努めるとともに、抵抗性品種や総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）の導入等に取り組むことも重要である。このため、国と都道府県が連携した病害虫防除の推進に加え、病害虫に抵抗性が高い品種への改植支援や新たな防除技術の開発・導入に対する支援を行う。また、近年、ウメ輪紋ウイルス（plum pox virus：PPV）やキウイフルーツかいよう病の新系統（*Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae* 3：Psa3）等の新たな病害虫の発生が確認されており、生産者自らが病害虫の発生に十分注意し、病害虫の発生が疑われる場合には、速やかに植物防疫所や各都道府県の病害虫防除所に相談するよう指導することにより、早期発見・早期防除を図る。

4 輸出面での対策の推進

（1）戦略的な輸出対策の推進

生鮮果実の輸出額については、台湾のWTO加盟に伴い、台湾における果実の輸入枠が緩和されたこと等により、台湾向けのりんごを中心に増加しており、平成25年の輸出実績は102億円に達し、このうちりんごが72億円となっている。また、輸出先国別では、台湾が71億円、香港が17億円と両地域で全体の9割弱を占めている。

このような中で、果実の輸出拡大を戦略的に推進するため、平成25年8月に策定された「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」において、果実を含む青果物の輸出額を平成32年までに250億円とする輸出目標が設定された。

今後の果実の輸出については、輸出促進の指令塔として設置された輸出戦略実行委員会において決定された「青果物の輸出拡大方針」に基づき、果樹農業者が利益を得られ、農業者所得が向上することを念頭に、オールジャパン体制を構築し、「ジャパン・ブランド」の確立を通じて、その拡大を戦略的に進めていくことが重要である。

具体的には、オールジャパン体制の確立について、インドネシア、タイ、ベトナム等の新興市場を中心に、海外の市場調査や宣伝活動等に一元的に取

り組む輸出商社等を中心とした青果物に関する輸出団体の設立に向けた検討を行う。

加えて、青果物の輸出団体による輸出先国、輸出時期等の調整により海外の百貨店等で周年的に国産青果物が販売できる「多品目周年供給体制」の実現に向けた検討を行う。

(2) 輸出の加速化に向けた環境整備の推進

「青果物の輸出拡大方針」に基づく輸出を推進していく中で、輸出の加速化に向けた環境整備を図ることが重要となっている。

このため、まずは、青果物の輸出団体を中心に、国内輸出産地及び国の関係部局と連携し、輸出先国の植物検疫、残留農薬基準、放射性物質に係る輸入規制、商習慣の違い等から生じるリスク、輸出に際しての鮮度保持・長期保存技術の開発等に係る課題について、優先順位を明確化した上で、国家間交渉を含め戦略的に対応する。

さらに、青果物の輸出団体を中心として、バナナ等の輸入果実の輸送・貯蔵拠点、リーファーコンテナ（冷凍冷蔵コンテナ）、輸出先国における拠点となる貯蔵施設等を活用した品目横断的な大規模輸出体制の構築を検討する。このほか、訪日旅行者に対する検疫条件に係る情報提供等により、青果物のお土産としての持ち帰りを推進する。

また、航空機での輸出が中心となる中東・欧州については、青果物の輸出団体を中心に、東京国際空港（羽田空港）、那覇空港等をハブ空港として、コスト面で効果的な輸出体制の構築を検討するとともに、空港近辺における流通拠点の整備を図る。

第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

- 1 果実の需要面では、近年、果実及び果実加工品の消費がほぼ横ばいにある中、今後10年間で人口の減少が見込まれることを考慮する。その上で、今後の取組として、
 - (1) 消費構造の変化に対応した生産対策の推進や、対象を明確化した消費・需要拡大対策の推進を行うとともに、食育の一層の推進を図ること
 - (2) 果実加工品等を活用した新需要の創出に取り組むこと
 - (3) 戦略的な輸出対策の推進を図ることを前提とし、果実の需要の長期見通しを立てる。
- 2 果実の生産面では、国産果実の生産・流通体制を確立し、需要に即した生産の展開を図るため、
 - (1) 果実加工品、輸出向けの果実等新たな需要の創出を含めた生産・流通対策と一体での需要拡大
 - (2) 多様な消費者・実需者のニーズに対応した優良品目・品種への転換の加速化と安定供給体制の確立
 - (3) 計画生産・出荷措置と需給調整措置の的確な実施等の課題が解決された場合に実現可能な生産数量とそれを達成するための栽培面積の水準を生産目標として、果実の種類ごとに設定する。

■政令指定品目の目標

	生産数量(千t)		面積(ha)	
	平成25年度	平成37年度 目標	平成25年度	平成37年度 目標
うんしゅうみかん	896	802	46,300	39,900
その他かんきつ	299	330	27,500	27,500
りんご	742	797	39,200	38,300
ぶどう	190	212	18,500	18,300
なし	294	298	15,150	13,324
もも	125	157	10,700	10,700
おうとう	18	18	4,840	4,830
びわ	5	4	1,530	1,346
かき	215	246	22,300	22,300
くり	21	19	21,200	18,645
うめ	124	115	17,200	17,200
すもも	22	25	3,110	3,110
キウイフルーツ	30	26	2,280	2,005
パインアップル	7	6	477	420
計	2,988	3,055	230,287	217,880

<参考> 政令指定品目以外の果実分を加えた果実全体の目標

	生産数量(千t)		面積(ha)	
	平成25年度	平成37年度 目標	平成25年度	平成37年度 目標
政令指定品目以外	23	34	6,713	8,120
果実計	3,010	3,090	237,000	226,000

※端数処理のため、合計値と内訳が一致しない数値がある。

第3 栽培に適する自然的条件に関する基準

- 1 高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹栽培に適する地域における平均気温、冬期の最低極温、低温要求時間及び降水量に関する基準並びに気象被害を防ぐための基準を果樹の種類ごとに設定する。

なお、やむを得ず基準を満たさない地域において栽培する場合には、あらかじめ十分な対策を講じ、気象被害の発生を防止し、高品質な果実生産が確保されるよう努めることが重要である。

- 2 また、近年懸念されている地球温暖化の影響と見られる生育への影響については、引き続き研究機関におけるモニタリング調査を継続し、次期果樹農業振興基本方針の見直しに資するとともに、調査の結果明らかとなった障害については、その対処方法を検討する。

栽培に適する自然的条件に関する基準

果樹の種類	区分	平均気温		冬の最低気温	低温要求時間	降水量 4月1日～10月31日	気象被害を防ぐための基準
		年	4月1日～10月31日				
かんきつ類の果樹	うんしゅうみかん	15℃以上 18℃以下					腐敗果の発生や品質低下を防ぐため、11月から収穫前までにおいて降雪が少ないこと。
	いよかん、はっさく	15.5℃以上		-5℃以上			
	ネーフルオレンジ、甘夏みかん、日向夏、清見、しらぬひ、はるみ、ほんかん、さんかん	16℃以上					す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前までにおいて-3℃以下にならないこと。
	ぶんたん類	16.5℃以上					
	たんかん	17.5℃以上		-3℃以上			す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前までにおいて-2℃以下にならないこと。
	ゆず	13℃以上		-7℃以上			
	かぼす、すだち	14℃以上		-6℃以上			傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
	レモン	15.5℃以上		-3℃以上			す上がり等の品質低下を防ぐため、11月から収穫前までにおいて降雪が少ないこと。 傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
りんご		6℃以上 14℃以下	13℃以上 21℃以下	-25℃以上	1,400時間以上	1,300mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、平年の最大積雪深が概ね2m(わい化栽培においては概ね1.5m)以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降雪が少ないこと。
ぶどう		7℃以上	14℃以上	-20℃以上 欧州種については-15℃以上	巨峰については500時間以上	1,600mm以下 欧州種については1,200mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び被害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること。
なし	日本なし	7℃以上	13℃以上	-20℃以上	幸水については800時間以上	二十世紀については1,200mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。
	西洋なし	6℃以上14℃以下	13℃以上	-20℃以上	1,000時間以上	1,200mm以下	花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降雪が少ないこと。
もも		9℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,000時間以上	1,300mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降雪が少ないこと。
おうとう		7℃以上 15℃以下	14℃以上 21℃以下	-15℃以上	1,400時間以上	1,300mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降雪が少ないこと。
びわ		15℃以上		-3℃以上			傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
かき	甘がき	13℃以上	19℃以上	-13℃以上			枝折れを防ぐため、新しう伸長期において強風の発生が少ないこと。 新しうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降雪が少ないこと。
	渋がき	10℃以上	16℃以上	-15℃以上	800時間以上		枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 枝折れを防ぐため、新しう伸長期において強風の発生が少ないこと。 新しうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降雪が少ないこと。
くり		7℃以上	15℃以上	-15℃以上			新しうの枯死を防ぐため、展葉期において降雪が少ないこと。
うめ		7℃以上	15℃以上	-15℃以上			枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 幼果は凍害を受けやすいので、幼果期に降雪が少ないこと。
ずもも		7℃以上	15℃以上	-18℃以上	1,000時間以上 (台湾系品種を除く。)		枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降雪が少ないこと。
キウイフルーツ		12℃以上	19℃以上	-7℃以上			新しうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降雪が少ないこと。 枝折れを防ぐため、新しう伸長期において強風の発生が少ないこと。 病害を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
ハインアップル		20℃以上		7℃以上			

- (注) 1. 表中に品種の記載がある場合にあっては当該品種、それ以外にあっては一般に普及している品種及び栽培方法によるものとする。
2. 最低極温とは、当該果樹の植栽地における1年を通して最も低い気温である。
3. かんきつ類の果樹については、冬の最低極温を下回る日が10年に1回又は2回程度発生しても差し支えないものとする。
4. 低温要求時間とは、当該地域の気温が7.2℃以下になる期間の延べ時間である。
5. 上記の基準については、最近20年間の気象観測記録により評価する。

第4 近代的な果樹園経営の基本的指標

1 目標とすべき10 a 当たりの生産量及び労働時間

生産性の高い果樹園経営を実現することを旨として、単収及び労働時間に関する指標を果樹の種類ごとに設定する。

2 果樹園経営の指標

生産性の高い果樹農業の展開を図るため、経営体の具体的な姿として、代表的な経営類型ごとに農業経営モデルを示す。

1 目標とすべき10a当たりの生産量及び労働時間

区分 果樹の種類		10a当たり 生産量	10a当たり 労働時間	摘要
		kg	時間	
かんきつ類の果樹	うんしゅうみかん	5,500	586	加温施設栽培
		3,200	127	わい性台木(ヒリュウ台)、主幹樹形栽培、草生栽培
		4,000	117	わい性台木(ヒリュウ台)、草生栽培、かん水
		3,200	141	わい性台木(ヒリュウ台)、草生栽培
		3,200	148	マルチドリップかんがい方式
	なつみかん	4,500	129	草生栽培
	はっさく	3,600	127	草生栽培
	いよかん	2,700	115	草生栽培
	しらぬひ	3,000	150	草生栽培、かん水
		3,000	160	雨よけ施設栽培
	レモン	3,500	164	草生栽培、かん水
りんご		3,000	209	普通栽培
		4,000	140	新わい化栽培(高密度植栽培)
		4,000	126	加工
ぶどう	小粒系	1,800	298	露地栽培
		1,800	322	無加温施設栽培
	大粒系	1,500	271	露地栽培
		1,500	371	無加温施設栽培
		1,500	397	加温施設栽培
なし	青なし	4,500	296	自家和合性品種
	赤なし	3,000	192	樹体ジョイント仕立て
	西洋なし	3,200	209	
もも		2,300	412	低樹高仕立て
おうとう		700	480	雨よけ施設栽培
びわ		1,100	290	
かき		2,500	83	樹体ジョイント仕立て
くり		350	48	低樹高仕立て
うめ		2,000	118	
すもも		2,000	191	
キウイフルーツ		2,500	192	溶液受粉
パインアップル		4,000	35	露地栽培(4年2収)
		4,000	105	無加温施設栽培(4年2収)

- (注) 1. りんごはふじ、ぶどうのうち小粒系はデラウェア(ジベレリン処理)、大粒系は巨峰、なしのうち青なしはおさゴールド、赤なしは幸水、ももは白鳳、おうとうは佐藤錦、かきは富有によるものとする。
2. 10a当たり生産量及び労働時間は成園に係るものである。
3. 主幹樹形栽培とは、主幹から側枝を伸ばして樹巾1.2～1.4m、樹高2.2m程度の円筒形に仕立てた樹形にすることで、早期成園化や、傾斜地においても機械化による省力化が可能となる技術。

2 果樹園経営の指標

		かんきつ			りんご		
		関東以西			関東以北		
基幹技術・経営方針等		主幹樹形栽培 廣果剤 アシストスーツ わい性苗木(ヒリュウ木)	マルチドリップかんがい方式 フィールドサーバーの導入 アシストスーツ 高品質生産による産地ブランド化 わい性苗木(ヒリュウ木)	中晩かんのみ品目生産 マルチシートの利用 作期分散・販売期間拡大 地域オリジナル品種の導入	新わい性栽培(高密植栽培) 作期分散 規模拡大	加工専用園 アシストスーツ 規模拡大 契約栽培	複合経営 アシストスーツ
	単位						
経営規模	ha	1.0	3.5	3.5	2.8	15.0	2.1
作付面積		うんしゅうみかん 極早生 早生 普通	うんしゅうみかん 極早生 早生 普通	うんしゅうみかん 早生 宮内いよかん 甘平 カラ 愛媛県試第28号(紅まどな) (施設) しらぬひ(雨よけ) せとか	りんご 早生(つがる) 中生(シナノスイート) 晩生(ふじ)	りんご 早生(つがる) 中生(紅玉) 晩生(ふじ)	りんご 早生(つがる) 中生(紅玉) おうとう 紅秀峰 佐藤錦 紅きらり
	ha	1.0 1.6 1.4	1.0 1.4 1.1	0.3 1.2 0.6 0.5 0.3 0.3	0.5 0.8 1.5	2.6 10.0 2.4	0.7 1.0 0.1 0.2 0.1
単収	kg/10a	うんしゅうみかん 3,200	うんしゅうみかん 3,200	うんしゅうみかん 3,500 宮内いよかん 3,000 甘平 2,500	りんご 4,200	りんご(加工用) 3,000 りんご 1,500	りんご 3,000 おうとう 700
10a当たり労働時間	時間	うんしゅうみかん 127	うんしゅうみかん 148	うんしゅうみかん 165 宮内いよかん 151 甘平 255	りんご 256	りんご(加工用) 126 りんご 209	りんご 209 おうとう 480
(参考試算値)	粗収入	万円 2,238	万円 2,262	万円 3,160	万円 2,880	万円 3,060	万円 1,597
	経営費	万円 1,576	万円 1,446	万円 1,790	万円 1,530	万円 1,770	万円 828
	1経営体当たり所得	万円 662	万円 816	万円 1,370	万円 1,350	万円 1,290	万円 769

		ぶどう	なし	かき	経営の多角化(インターネット販売、観光果樹園、直売・加工施設併設等)		
		南東北以西	南東北以西	南東北以西	関東以西	関東以北	南東北以西
基幹技術・経営方針等		地域オリジナル品種の導入 施設栽培の組み合わせ 無核化 アシストスーツ	樹体ジョイント仕立て 直接販売 インターネット販売	樹体ジョイント仕立て 新品種の導入 アシストスーツ	法人経営(常勤雇用有り) インターネット販売 顧客管理システム	法人経営(常勤雇用有り) 収穫体験 直接販売 ネット販売	法人経営(常勤雇用有り) 加工品の開発・製造 収穫体験 直接販売 ネット販売
	単位						
経営規模	ha	1.6	2.0	2.8	10.0	2.0	4.0
作付面積		ぶどう 巨峰(加温含む) ピオーネ ナガノパープル シャインマスカット	なし(赤なし) 早生(幸水) 早生(豊水) 中生(あきづき)	かき 刀根早生 太天 富有 太秋	河内晩柑 しらぬひ その他かんきつ (いよかん 等)	りんご 早生(ぐんま名月) 晩生(ふじ) ブルーベリー(※)	ぶどう デラウェア(加温) 巨峰 ピオーネ シャインマスカット その他品種
	ha	0.7 0.4 0.3 0.2	0.7 0.7 0.6	1.0 0.3 1.0 0.5	7.6 1.5 0.9 1.0 0.5	0.8 0.8 0.4	0.5 1.1 1.1 0.7 0.6
単収	kg/10a	ぶどう 1,500	なし 3,120	かき 2,500	河内晩柑 2,500 しらぬひ 3,000 その他かんきつ 2,700	りんご 3,000 ブルーベリー(※) 680	ぶどう 1,260
10a当たり労働時間	時間	ぶどう 露地 271 加温 397	なし 247	かき 83	河内晩柑 160 しらぬひ 150 その他かんきつ 115	りんご 209 ブルーベリー(※) 245	ぶどう 420
(参考試算値)	粗収入	万円 2,287	万円 2,070	万円 1,635	万円 6,563	万円 1,776	万円 5,890
	経営費	万円 1,462	万円 1,100	万円 1,049	万円 5,200	万円 962	万円 4,360
	1経営体当たり所得	万円 825	万円 970	万円 586	万円 1,363	万円 814	万円 1,530

- (注) 1. 技術水準については、現時点で一定程度の普及が見込め、10年後には一貫化する見通しのあるものと、また、農畜の自然循環機能の維持・増進に資するものを採り見込んでいる。
2. 粗収入は、品目ごとの作付面積に、成園化率、単収及び単価を乗じて算出した金額並びに事例から試算した。
3. 成園化率、単収及び単価は、果樹生産出荷統計、営農類型別経営統計、事例等から試算した。
4. 経営費は、営農類型別経営統計、事例等から試算した。また、収穫体験及び直接販売については、設備投資への増分を加味して経営費の試算を行った。
5. ブルーベリーは、果樹農業振興特別措置法第2条第2項の政令指定品目ではなく、また、現時点では栽培面積、生産量等に照らし政令で指定すべき品目ではないものの、近年全国的に生産され、栽培面積及び生産量が急速に増加していることから、参考として記載。
6. かんきつの甘平・愛媛県試第28号(紅まどな)及びぶどうのナガノパープルは、各産地で育成された地域オリジナル品種の一例を示したものである。

第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

1 果実の流通面における対策の推進

(1) 生産者による流通販売戦略の策定

果実が卸売市場を経由する割合を見ると、加工品等の卸売市場を経由することが少ない物品の流通割合の増加等により、他の品目同様、低下傾向で推移しており、野菜と比較してもその割合は低くなっている。他方、市場流通は集荷や分荷、価格形成の機能を有しており、今後も、供給面だけではなく情報発信の面でも産地と消費者をつなぐ基幹的な流通経路の一つとされる。

果実の販売を小売店舗の形態で見ると、近年、果物専門店の割合が減少し、食品スーパーマーケット等の量販店の割合が高まっている。また、単身世帯の増加等に伴い、コンビニエンスストアや外食店で果実を食べる機会が増えるなど、食品の販売ルートの多様化が進んでいる。さらに、生鮮果実だけでなく、カットフルーツやストレートジュースが好まれるなど、消費者の嗜好も多様になっている。

このため、産地においては、多様な販売ルートを確認できるよう、産地自らが流通関係者・実需者等から意見を聴取した上で「流通販売戦略（仮称）」を策定し、それに即した販売経路の構築を加速化させることが重要である。

また、最近では、インターネットを利用した販売も普及しているが、市場流通のみならず、実需者等との直接的な契約取引や、農産物直売所、農家レストランといった6次産業化の推進等により、多種多様な販売経路を構築する。

(2) バリューチェーンの構築の推進

生産者の所得を向上し経営を安定化させるための果樹農業の好循環を形成するためには、果実の生産に係る取組に加え、果実の加工・流通・販売等における高付加価値化の取組が重要である。

このためには、果樹産地が、食品産業を始めとする異業種との新たな結合により、果実の価値を大きく高めながら消費者につないでいく、いわゆる生産から消費までのバリューチェーンの構築が不可欠である。そのため、産地や加工業者単独での対応だけではなく、行政機関も一体となり、生産・流通・加工・販売等の各段階の関係者が連携して、対応するバリューチェーンの構築が急務の課題とされる。

例えば、産地側においても、実需者等からの高品質・高付加価値商品へのニーズに十分対応できるよう、カットしても変色しにくい品種、ストレート果汁等への加工のための設備、鮮度保持のための包装資材、果実の機能性関与成分の分析を破壊せずに行う分析機器の導入等を行う必要がある。

さらに、加工・業務用の国産果実については、多様な実需者ニーズに対応すべく、①産地側と実需者側を結びつける中間事業者の育成、②加工・業務用の低コスト・省力化栽培技術（無せん定・無摘果栽培）の導入、③作柄安定技術の導入等を推進することで、安定的な契約取引のための環境整備を図る。

（３）果実流通の高度化の推進

近年、トラックドライバー不足等により流通経費が増加しており、これが生産者の所得向上や適切な価格での消費者への供給を行う上で課題となっている。このため、一層の流通の合理化・効率化を進めつつ、果実の安定供給が可能となる流通体制の整備が急務である。

具体的には、①県単位の集出荷体制から他県と協同した複数県にまたがる広域連合による集出荷体制への移行や、既存の集出荷体制の再編統合の推進、②従来のトラック輸送から大型トレーラーへの切替えのような、大規模かつ効率的に輸送できる新たな輸送方式の導入、③産地から消費者まで鮮度を低下させずに流通させるコールドチェーン（パーフェクト・コールドチェーン）の構築等を最優先で推進していく必要がある。

こうした施策を戦略的に実行するため、産地自らが策定する「流通販売戦略（仮称）」においては、地域の特性にあった果樹産地における新たな流通体制の整備に向けた戦略を明記し、果実流通の高度化の推進による果樹農業の好循環の形成を図ることが望ましい。

２ 果実の加工面における対策の推進

（１）加工・業務用国産果実生産・流通方針の策定

果実の国内需要の約６割を占める輸入果実のうち、その約６割が依然として果実加工品によって占められている現状にあることから、①国産加工原材料の安定確保を図るとともに、②産地や果樹農業者が積極的に果実加工分野に進出していけるよう、国は、その具体的な施策の方向性を示す「加工・業務用国産果実生産・流通方針（仮称）」を策定することとし、食品企業や果汁

加工業者等の実需者と産地が連携しながら、果実加工品の国産シェアの拡大に向けた取組を展開する。

(2) 加工原材料の安定確保の推進

代表的な果実加工品である果汁飲料に関して、特に、うんしゅうみかんの果汁生産は、隔年結果に伴うおもて年とうら年の生産量の変動に対応するため、生鮮果実の需給調整の一手法として実施されてきたところである。

しかし、このことにより、おもて年には大量に原料用果実が生産される一方で、うら年には生食用果実の価格上昇により原料用果実の確保が困難になるという事態が生じやすくなっている。さらに、最近では、うんしゅうみかんのみならず、りんご等についても、夏期の長雨等の異常気象により作柄が不安定となり、原料用果実の確保が困難になる事態が生じている。

このため、国産加工原材料の安定供給が図られるよう、引き続き、生産者と果汁加工業者等との長期契約の推進や、作柄安定に資する栽培管理技術等の導入を促進することが重要である。

例えば、果汁加工業者等との長期契約により、原料果実の長期・安定供給に取り組む産地に対して、マルチシートや病虫害防除資材といった作柄安定に資する資材を用いた栽培管理技術等を導入するほか、既に安定供給契約を結んでいる生産者が不作時に果汁加工業者等に供給できなかった場合の対応の検討も必要である。

一方で、産地側においては、加工用に適したりんごの栽培方法として、生鮮用とは異なり、密植を行い機械を最大限活用できる樹づくりに取り組んでいる経営者や、省力化された生産・流通技術の導入等を行いつつ、長期契約を結んで加工専用りんごの大規模経営を実践している経営者もあり、今後は、これらの先進的事例を踏まえた新たな加工原材料の供給産地を育成する必要がある。

また、栽培面積の減少や作柄の変動により果汁加工原料の安定的な確保が困難となっている中で、果汁工場の稼働率は概して低く、その搾汁部門の経営は赤字となっている場合が多い状況である。このため、既存工場の整理統合を念頭に、その再編合理化を検討することも急務の課題とされる。

さらに、国産加工原材料の安定的な使用が容易でない現状は、安価な輸入果汁との価格競争の結果であり、今後も、安価な輸入果汁と直接競合する濃縮還元果汁に国産加工原材料が仕向けられている限り、国産原材料の安定的な使用の実現は難しい。

このため、例えば、輸入果汁との競合がほとんどなく、近年、国内需要が高まっているストレート果汁への製造転換を図ることで、国産加工原材料価格の引上げを図るといった新たな加工製造に向けた戦略を検討する必要がある。

(3) 果実加工分野への進出の推進

産地や生産者においては、所得向上を図るために、これまで取り組んでいなかった分野に進出することが重要である。例えば、生鮮果実の出荷・販売のほか、果実加工分野に進出することも所得向上の一手法として位置付けられる。

国産果実加工品は、供給量及び価格の面で輸入品と大きな差があることから、多様化する消費者ニーズに対応しつつ、国産果実ならではの商品開発等新たな需要開拓を促進する。その際には、果実原料の供給先が新たに確保できるよう、国内の飲料・製菓製造業等の関連業種と連携することも重要である。

例えば、果汁といった既存の製品であっても、競合品目との差別化・ブランド化が図られるよう、酸化防止のため無酸素の環境下で果汁を搾汁する製法技術の導入等により高品質果実加工品の生産を推進するとともに、果皮等に含まれる有効成分の抽出等に係る研究開発の推進や、その成果を活用し、機能性関与成分等にも着目した製品の開発・生産等を推進する。

さらに、原料用果実の生産における一層の低コストな生産手法の確立や、加工を前提とした新たな栽培体系の開発の推進に加え、都道府県や市町村等が、新たな地域特産品として果樹加工品の開発・製造を行う際の体制整備や、専門知識を有した指導者の育成を推進する。また、高付加価値の果実加工品の製造に必要な加工施設の整備や、加工専用園地の設置等を促進する。

第6 その他必要な事項

1 燃油等の資材価格の高騰に対応した取組の推進

近年、燃油価格の高騰により、施設園芸に取り組む果樹農業者の安定的・継続的な経営が困難な状況となっていることから、燃油価格が一定の基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットを構築するよう努めるとともに、ヒートポンプ等の省エネルギー設備の導入等により、燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進める。

2 東日本大震災の被災地における食品の信頼確保のための取組

東日本大震災の被災地においては、これまで、生産者や事業者等の努力により、食品中の放射性物質の基準値に基づく出荷制限、作付制限等の措置を通じて、果実を含めた農畜産物等の安全が確保されてきた。引き続き、食品の安全確保に向けた取組や被災産地と連携した果実の積極的利用を推進し、食品の信頼確保を進めていく必要がある。